

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等	
z0900010	化審法における届出および審査過程の一本化	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 第三条 次に掲げる化学物質以外の化学物質(以下「新規化学物質」という。)を製造し、又は輸入しようとする者は、あらかじめ、厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、その新規化学物質の名称その他の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める事項を厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。(略)	化審法における新規化学物質の届出については、平成15年4月の届出より、3省の審議会の合同開催をはじめ審査の一本化を実施したところである。また、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするともに、提出資料の内容の統一も図ったところである。	d	-	対応済み		窓口の一本化については対応済みとのことであるが、要望は、省庁毎に異なる書類の提出部数や、3審議会の審査について、統一を求めており、この点についての具体的な対応策をさらに検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	d	-	「提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。」については、平成15年7月に「化審法に基づく新規化学物質の届出に係る資料等の作成・提出について」を定め、10月以降の届出については経済産業省を届出窓口にするともに、提出資料の内容を統一すると共に、最小限の部数での提出となるよう整理を行ったところである。 「共管3省の審議会を合同で行う等により、届出に係る新規化学物質に係る審査過程を簡素で公正・透明なものとするべきである。」については、既に記載のとおり、平成15年4月の届出より、3省の審議会を合同開催することにより審査の一本化を図ったところである。	5102	5102680	(社)日本経済団体連合会	68	化審法における届出および審査過程の一本化(1)		化審法における届出先について、共管3省共通の窓口を設けて、当該窓口へ届け出ればよいこととすべきである。その際、提出書類の内容、部数等を統一してもらいたい。 「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「化審法における届出窓口の一元化、手続の統一化を行なう」(平成15年度措置)とあり、その方向で早期実現されることを期待する。		厚生労働省 経済産業省 環境省
z0900020	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大	労働基準法第38条の4第1項第1号、平成11年12月27日付け労働省告示第149号第3、1、平成12年1月1日付け基発第1号3	企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要である。 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査、及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること	C	-	企画業務型裁量労働制は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であるならば、みだし労働時間を認めても労働者保護に欠けることはないことから設けているものであり、御要望の「金融サービス業に従事するホワイトカラー」における一部の労働者については、現行制度においても企画業務型裁量労働制の対象となりうると考えられる。 一方、現行制度の対象とならない「金融サービス業に従事するホワイトカラー」や「営業職」は、「事業の運営」に関する業務を行うものではなく、また、業務遂行や時間管理が実質的に労働者にゆだねられているとはいえないものである。業務遂行や時間管理が実質的に労働者にゆだねられていないにもかかわらず、これらの業務を裁量労働制の対象とし、使用者が時間管理義務や割増賃金支払義務のみを逃れようとすることは、労働者保護を目的とする労働基準法の精神に反し許されないものである。 こうしたことから、御要望に沿うことは困難である。 なお、平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」に対しては、その国会審議過程において、裁量労働制の対象事業場の拡大に対してすら強い懸念が示されるとともに、衆議院及び参議院の附帯決議において「対象業務については当該事業場全体の運営に影響を及ぼすものとする」とされているところである。	回答は、営業職等は事業の運営に関する業務ではないため対象に届くのは困難とするが、要望は事業の運営に関する業務以外でも、業務遂行や時間管理が労働者の裁量に委ねられている実態があるため、自立的で自由度の高い柔軟な働き方を求める労働者の意欲に応える意味から裁量労働制に関する対象業務要件の緩和を求めるものである。 対象業務の要件設定に関して、その妥当性を含めて検討のうえ、回答されたい。	C	-	企画業務型裁量労働制は、そもそも、経済社会の構造変化や労働者の就業意識の変化等が進む中で、活力ある経済社会を実現していくためには、事業活動の中枢にある労働者が創造的な能力を十分に発揮しうる環境づくりをすることが必要である等の考えから創設されたものである。 この趣旨に照らし、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」を対象業務としているところであり、例えば、営業に関する企画等を行う業務であれば本制度の対象となるものであるが、対象業務の範囲をむやみに拡大することは適当ではない。 なお、平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」の国会審議過程において、裁量労働制の対象事業場の拡大に対してすら強い懸念が示され、衆議院及び参議院の附帯決議において「対象業務については当該事業場全体の運営に影響を及ぼすものとする」とされているところである。	5027	5027011	東京海上火災保険株式会社	1.1	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大		「対象業務(「企画・立案・調査・分析」業務)に関する更なる緩和(「創造的かつ裁量的な」業務にまで緩和する)」「対象業務の要件を緩和し、金融サービス業に従事するホワイトカラーが全て対象となるようにして欲しい」。		厚生労働省	
z0900020	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大	労働基準法第38条の4第1項第1号、平成11年12月27日付け労働省告示第149号第3、1、平成12年1月1日付け基発第1号3	企画業務型裁量労働制の対象業務は、以下の要件のいずれにも該当することが必要である。 1. 事業の運営に関する事項についての業務であること 2. 企画、立案、調査、及び分析の業務であること 3. 当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務であること 4. 当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であること	C	-	企画業務型裁量労働制は、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務であるならば、みだし労働時間を認めても労働者保護に欠けることはないことから設けているものであり、御要望の「金融サービス業に従事するホワイトカラー」や「営業職」は、「事業の運営」に関する業務を行うものではなく、また、業務遂行や時間管理が実質的に労働者にゆだねられているとはいえないものである。業務遂行や時間管理が実質的に労働者にゆだねられていないにもかかわらず、これらの業務を裁量労働制の対象とし、使用者が時間管理義務や割増賃金支払義務のみを逃れようとすることは、労働者保護を目的とする労働基準法の精神に反し許されないものである。 こうしたことから、御要望に沿うことは困難である。 なお、平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」に対しては、その国会審議過程において、裁量労働制の対象事業場の拡大に対してすら強い懸念が示されるとともに、衆議院及び参議院の附帯決議において「対象業務については当該事業場全体の運営に影響を及ぼすものとする」とされているところである。	回答は、営業職等は事業の運営に関する業務ではないため対象に届くのは困難とするが、要望は事業の運営に関する業務以外でも、業務遂行や時間管理が労働者の裁量に委ねられている実態があるため、自立的で自由度の高い柔軟な働き方を求める労働者の意欲に応える意味から裁量労働制に関する対象業務要件の緩和を求めるものである。 対象業務の要件設定に関して、その妥当性を含めて検討のうえ、回答されたい。	C	-	企画業務型裁量労働制は、そもそも、経済社会の構造変化や労働者の就業意識の変化等が進む中で、活力ある経済社会を実現していくためには、事業活動の中枢にある労働者が創造的な能力を十分に発揮しうる環境づくりをすることが必要である等の考えから創設されたものである。 この趣旨に照らし、「事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務」であって、当該業務の性質上これを適切に遂行するにはその遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要があるため、当該業務の遂行の手段及び時間配分の決定等に関し使用者が具体的な指示をしないこととする業務」を対象業務としているところであり、例えば、営業に関する企画等を行う業務であれば本制度の対象となるものであるが、対象業務の範囲をむやみに拡大することは適当ではない。 なお、平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」の国会審議過程において、裁量労働制の対象事業場の拡大に対してすら強い懸念が示され、衆議院及び参議院の附帯決議において「対象業務については当該事業場全体の運営に影響を及ぼすものとする」とされているところである。	5102	5102030	(社)日本経済団体連合会	3	企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大		企画業務型裁量労働制の対象業務を拡大すべきである。例えば、現在認められていない「営業職等」の業務についても、「企画、立案、調査及び分析」に加え、対象業務として取り扱うべきである。		厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)											
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等			
z0900030	時間外労働の上限規制の緩和	労働基準法第36条、労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間延長の限度等に関する基準	時間外労働については、労使協定の締結を要件に認められているが、その協定において延長することができない時間の限度については、平成10年の労働基準法改正により厚生労働大臣が同法に基づき時間外労働の限度基準を定めることができるものとしており、関係労使はこれを遵守する責務がある。 また、季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業・業務等については、1年間についての限度時間を除き、同基準は適用しないものとされている。 なお、随時的に限度時間を超過して時間外労働を行わざるを得ない特別の事情が予想される場合に、一定の要件を満たす特別条項付き協定を締結することによって、限度時間を超過する時間を一定期間についての延長時間とすることができる。	C	時間外労働の限度基準は、時間外労働は本来臨時的なものとして必要最小限にとどめられるべきものであるとの考えの下、長時間にわたる労働の実効ある抑制を図るといふ趣旨で設定されている。過重労働による健康障害防止の観点からも時間外労働の削減は重要であり、限度基準を緩和することは困難である。 なお、平成14年12月に労働政策審議会において、「労使協定の定めるところにより、限度時間を超過して労働時間を延長しなげばならない特別の事情が生じたときに限り、限度時間を超過する一定の時間まで労働時間を延長することができる」とされているが、働き過ぎの防止の観点から、この「特別の事情」とは臨時的なものに限ることを明確にすることが必要である。」旨の答申がとりまとめられたところである。 また、「季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業業務等」については、事業又は業務の特性と不可分な季節的要因等により事業活動又は業務量に著しい変動があり、かつ、その結果3か月以内の期間における時間外労働が限度時間の範囲に収まらない場合が多い事業又は業務等について特別に適用除外としているものであり、これを一般業務についても拡大して適用することは、時間外労働の限度基準の趣旨に反するため困難である。		各省庁回答に対する再検討要請	C	時間外労働の限度基準は、時間外労働が本来臨時的なものとして必要最小限にとどめられるべきものであるとの考えの下、長時間にわたる労働の実効ある抑制を図るといふ趣旨で設定されているものである。また、資金不払残業は時間外労働の限度基準が定められていることから起こっているものとは考えておらず、当該基準が資金不払残業を助長しているとの認識は誤りである。 なお、資金不払い残業は労働基準法に違反する、あってはならないものであり、厚生労働省としては、今後とも的確な監督指導等を通じ、法令の遵守・徹底に努めてまいりたい。 また、過重労働については、平成14年2月に「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」を発生したところであり、今後ともより一層の周知徹底に努めてまいりたい。	5008	5008260	オリックス㈱	26.1	時間外労働の上限規制の緩和	36協定による労働時間について、一年において延長することができない限度時間が360時間とされているが、この時間について社会の実態に合った弾力的な基準に変更すべきである。また、適用除外として定める「季節的要因等により事業活動・業務量の変動が著しい事業業務等」の適用範囲を一般業務にも拡大すべきである。	厚生労働省						
																	5008	5008260	オリックス㈱	26.2	本事項については、平成14年6月に内閣府が公表した「各府省等における規制改革に関する内外からの意見・要望等に係る対応状況」において厚生労働省は「働き過ぎ防止の観点からの対応も求められているところであるが、労働条件に係る制度の在り方については、労働政策審議会労働条件分科会において、検討を開始したところである。」としている。時間外労働の上限規制の緩和措置が早急に図られることを再度要望する。	厚生労働省
z0900040	ホワイトカラーエグゼンション制度の導入	労働基準法第41条	監督・管理の地位にある者等、最も裁量があると考えられる者については、労働基準法第41条第2号により、労働時間規制は適用除外となっている。	b	労働時間規制の適用除外を認めることについては、平成14年12月12日付け総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第2次答申」において「中長期的には、米国のホワイトカラーエグゼンションの制度を参考にしつつ、裁量性の高い業務については適用除外方式を採用することを検討すべきである。」との指摘を受け、また、平成14年12月26日付け労働政策審議会「今後の労働条件に係る制度の在り方について(建議)」においても、「労働基準法第41条の適用除外の対象範囲については、今回の労働基準法における裁量労働制の改正を行った場合の施行状況を把握するとともに、アメリカのホワイトカラー・エグゼンション等についてさらに実態を調査した上で、今後検討することが適当である。」との指摘を受けているところである。労働時間規制の適用除外の在り方については、上記を踏まえ、今回の労働基準法の改正の施行状況を十分に把握した上で検討することとしている。	検討の結果を出す時期及び実施時期について、その時期となる理由も含め、具体的に示されたい。	b	ホワイトカラー・エグゼンションを含めた労働時間規制の適用除外の在り方については、前記のとおり、今回の労働基準法の改正の施行状況を十分に把握した上で検討することとしたい。	5027	5027012	東京海上火災保険㈱	1.2	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大	「ホワイトカラーエグゼンション制度の導入検討」金融サービス業に従事するホワイトカラーについて、「みなし労働時間」制度ではなく、労基法41条に定める「管理監督者」のように適用除外とする制度としてほしい。	厚生労働省							
																5029	5029242	(社)日本損害保険協会	24.2	企画業務型裁量労働制の対象業務範囲の拡大	「ホワイトカラーエグゼンション制度の導入検討」金融サービス業に従事するホワイトカラーについて、「みなし労働時間」制度ではなく、労基法41条に定める「管理監督者」のように適用除外とする制度としてほしい。	厚生労働省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

（回答欄）

（再検討要請欄）

（再回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各省庁回答に対する再検討要請		再回答欄		（要望事項欄）					
								再検討要請	再回答欄	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900050	社会保険診療報酬支払基金への委託業務範囲の拡大	社会保険診療報酬支払基金法第13条及び同条第3項の規定による告示及び局長通知	社会保険診療報酬支払基金の業務には地方自治体の行う乳幼児医療等の助成事業の審査支払は含まれない。	C		・公的医療保険における一部負担金は、医療を受ける者と受け手との均衡を図るといった観点から、受診者に一定の負担を課しているという趣旨で設けられたものであるが、地方公共団体による医療費助成措置はこうした一部負担金の趣旨を没却させるものであり、また、一部負担金をなくすことにより結果として医療費の増大を招くおそれがある。社会保険診療報酬支払基金は国の公的医療保険を支える組織であり、助成部分の審査支払を社会保険診療報酬支払基金に委託させることは、不適当。		・回答では対応不可とされているが、医療機関の事務処理負担の軽減、レセプト審査と医療費助成部分の審査のズレの解消等のために有効であること、社会保険診療報酬支払基金は国の公的医療保険を支える組織であり、助成部分の審査支払を支払基金に委託させることは、不適当とされるが、国保連では実際に同様の審査を行っていることが指摘されている。また国の告示及び局長通知により、都道府県等の実施する公費負担医療に関する給付の支払基金による審査支払が一部範囲で認められている。これらの点を踏まえ、要望も多数あることから、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。	C	国保連は国保の保険者である市町村が会員となり、共同してその目的を達成するために設立された法人であることから、診療報酬の審査支払業務のみならず、保険者事務の共同事業などの事業を行っているところであり、公的医療保険の診療報酬の審査支払を設立目的とする支払基金とは性格・事情等を異にするものと考えている。また、支払基金に委託を認めているものは、都道府県等の実施する公費負担医療であって、難病等対象疾病を追加するものなど、疾病を特定し、その対象が限定的なものに限られており、一律に年齢等で区切り、公的医療保険の一部負担金を公費で負担する事業については、一部負担金の趣旨を没却させることや医療費の増大のおそれがあることから、それらの助成部分の審査支払を支払基金に委託させることは不適当である。	5023	5023010	神奈川県横浜市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されています。現在横浜市が実施している重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度（以下「医療費助成制度」という。）の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望します。
											5024	5024010	神奈川県川崎市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されています。現在、川崎市が実施している重度障害者医療費助成制度・ひとり親家庭等医療費助成制度及び小児医療費助成制度（以下「医療費助成制度」という。）の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望します。
											5025	5025010	千葉県千葉市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されています。現在、市が実施している乳幼児医療費助成制度の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望する。なお、母子家庭等医療費助成制度と心身障害者医療費助成制度についても、今後現物給付化を検討しており、乳幼児医療費助成制度同様に要望する。
											5075	5075010	福岡県福岡市	1	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されている。現在、福岡市が実施している、重度心身障害者医療費助成制度、乳幼児医療費助成制度、母子家庭等医療費助成制度、老人医療費助成制度の医療本人分（以下「重度心身障害者医療費助成制度等」という。）の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望する。なお、老人医療費助成制度の社保家族分のみ、以前より基金は受託しており、それ以後の新規業務は受託しないこととされている。
5100	5100210	東京都	21	社会保険診療報酬支払基金が取り扱う審査支払業務の範囲拡大	厚生労働省	社会保険診療報酬支払基金の業務は、社会保険診療報酬支払基金法、国の告示及び局長通知により業務範囲が特定されている。現在、都が実施している「心身障害者医療費助成制度」並びに区市町村が実施している「ひとり親家庭医療費助成制度」及び「乳幼児医療費助成制度」（以下「心身障害者医療費助成制度等」という。）の審査支払業務は、対象外とされているため、告示に伴う局長通知の改正により、社会保険診療報酬支払基金が取り扱える業務範囲とするよう要望する。											

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900060	確定拠出年金の拠出限度額の拡大	確定拠出年金法第20条、第69条確定拠出年金法施行令第11条、第36条	<企業型確定拠出年金> 企業年金に加入していない者 3.6万円(月額) 企業年金に加入している者 1.8万円(月額) <個人型確定拠出年金> 自営業者 6.8万円(月額) (注)国民年金基金と共通の拠出限度額枠 企業(企業年金、企業型確定拠出年金のない企業)の従業員 1.5万円(月額)	b, f	平成16年には厚生年金本体の財政再計算が予定されており、公的年金の給付のあり方の見直しに際し、確定拠出年金制度の拠出限度額についても検討を行う予定。なお、実現に当たっては税制上の措置も必要。	平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。	b, f	実施の可否も含めて現在検討中。なお、公的年金制度改正は平成16年に行われることになっており、確定拠出年金制度の在り方についても、公的年金の給付の在り方の見直しに応じて検討を行うこととしている。そのため、時期を前倒しすることはできない。	5008	5008321	オリックス(株)	32.1	確定拠出年金制度の規制緩和		拠出限度額の拡大。企業年金制度の有無にかかわらず月50,000円程度まで拡大してもらいたい。従業員の拠出も認めてもらいたい。	厚生労働省			
									5014	5014050	(社)関西経済連合会	5	確定拠出企業年金における拠出限度額の拡大		確定拠出年金の拠出限度額を拡大する。	厚生労働省			
									5027	5027260	東京海上火災保険(株)	26	確定拠出年金の拠出限度額の拡大		拠出限度額の拡大を認めていただきたい。特に個人型について少なくとも企業型と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。	厚生労働省			
									5029	5029280	(社)日本損害保険協会	28	確定拠出年金の拠出限度額の拡大		拠出限度額の拡大を認めていただきたい。特に個人型について少なくとも企業型と同額となるよう限度額の拡大を認めていただきたい。	厚生労働省			
									5034	5034581	(社)リース事業協会	58.1	確定拠出年金制度の規制緩和		拠出限度額の拡大 企業年金制度の有無にかかわらず月50,000円程度まで拡大してもらいたい。従業員の拠出も認めてもらいたい。	厚生労働省			
									5102	5102120	(社)日本経済団体連合会	12	確定拠出年金における掛金の拠出限度額の引上げ		確定拠出年金における掛金の拠出限度額が低く、老後の安定した生活を保障するには十分ではない。拠出限度額を大幅に引上げるべきである。	厚生労働省			

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)	(要望事項欄)										
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900070	確定拠出年金制度の見直し	確定拠出年金法第2条第6項、第9条第1項、第33条第1項、第62条第1項、確定拠出年金法附則第3条	<p>脱退一時金の支給については、国民年金の第3号被保険者や公務員などの確定拠出年金に加入できない者の提出期間が3年以下の場合のみ認められている。企業型年金については、企業提出と併せて従業員の個人の提出を認めていない。国民年金第3号被保険者及び公務員については、加入対象者とされていない。</p>	b, f	<p>事業主提出に合わせて従業員が提出するマッチング拠出を認めることや、中途引出しを容易にすることは、「貯蓄」に近いものとなり、税制上の優遇を行うべき「年金」の性格を損なうものになりかねないという問題があると考えられる。また、国民年金第3号被保険者は、公的年金制度において自ら保険料を負担していないことや、一般的に税制措置の対象となる所得がないことから、確定拠出年金の対象となっていない。これらのことから、マッチング拠出や中途引出しの制度化、国民年金第3号被保険者等加入対象者の拡大については、基本的に困難である。しかしながら、平成16年には厚生年金本体の財政再計算が予定されており、公的年金の給付のあり方を見直しに応じ、公的年金制度を補完する企業年金等の一部である確定拠出年金の在り方についても、今後、適宜検討をすすめていく予定。なお、実現に当たっては税制上の措置も必要。</p>	<p>平成16年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。</p>	b, f	<p>実施の可否も含めて現在検討中。なお、公的年金制度改正は平成16年に行われることになっており、確定拠出年金制度の在り方についても、公的年金の給付の在り方を見直しに応じて検討を行うこととしている。そのため、時期を前倒しすることはできない。</p>	5008	5008322	オリックス㈱	32.2	確定拠出年金制度の規制緩和	60歳前であっても中途引出しができるようにしてほしい。(引き出しに際し、多少のペナルティはやむなしと史料)	厚生労働省				
									5027	5027230	東京海上火災保険㈱	23	確定拠出年金の企業型における拠出限度額の枠内での個人による上乗せ拠出の容認	現在の拠出限度額の枠内で企業提出に対する個人上乗せ拠出を認めていただきたい。	厚生労働省				
									5027	5027240	東京海上火災保険㈱	24	確定拠出年金の加入対象者の拡大	確定拠出年金において、個人型への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	厚生労働省				
									5027	5027250	東京海上火災保険㈱	25	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	米国の401k制度の様に、税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	厚生労働省				
									5029	5029250	(社)日本損害保険協会	25	確定拠出年金の企業型における拠出限度額の枠内での個人による上乗せ拠出の容認	現在の拠出限度額の枠内で企業提出に対する個人上乗せ拠出を認めていただきたい。	厚生労働省				
									5029	5029260	(社)日本損害保険協会	26	確定拠出年金の加入対象者の拡大	確定拠出年金において、個人型への専業主婦、公務員の加入を認めていただきたい。	厚生労働省				
									5029	5029270	(社)日本損害保険協会	27	確定拠出年金の経済的困窮時における年金資産取り崩しの容認	米国の401k制度の様に、税のペナルティを課した上での年金資産の取り崩し、年金資産を担保としたローン制度を認めるようにしていただきたい。	厚生労働省				
									5033	5033170	(社)生命保険協会	17	確定拠出年金制度における支給要件の緩和	企業型では退職時にも受給できるように要件を緩和する。	厚生労働省				
									5034	5034582	(社)リース事業協会	58.2	確定拠出年金制度の規制緩和	60歳前であっても中途引出しができるようにしてほしい。(引き出しに際し、多少のペナルティはやむなしと史料)	厚生労働省				
									5102	5102130	(社)日本経済団体連合会	13	企業型確定拠出年金における掛金の本人提出の容認	現在、企業型確定拠出年金の実施時は、事業主からの提出しか実施できず、本人からの提出はできない。事業主の提出に加えて本人提出ができるようにすべきである。	厚生労働省				
5102	5102170	(社)日本経済団体連合会	17	確定拠出年金における中途引出し要件の緩和	脱退一時金を受給できる要件を緩和すべきである。60歳未満の加入者で、経済的困窮時には、個人別管理資産を取り崩すことを可能とすべきである。あるいは、個人別管理資産を担保とした融資を受けられるようにすべきである。	厚生労働省													

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)										
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
z0900080	厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法の明示	厚生年金保険法第136条の3	厚生年金基金の年金給付等積立金の運用方法は、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者との契約による運用と、厚生年金基金自らが行う運用に分けられる。年金給付等積立金は安全かつ効率的に運用しなければならないため、厚生年金保険法等により運用方法等が規定されているところであるが、については、信託会社等の民間の専門家が運用を行うことから何ら運用先の制限はなく、商品ファンドへの運用や商品投資顧問業者との契約も認められている。なお、については、厚生年金基金においては、必ずしも様々な運用方法に応じた専門家がいないなど運用管理体制が整っているものではないため、運用対象資産や契約の相手方について一定の制限を設けているところであり、商品ファンドへの直接の運用や、商品投資顧問業者との直接の契約の締結は認められていない。	c, d	現在でも、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者との契約に基づく運用においては、これらの運用機関の運用対象資産や契約の相手方について何らの規制はなく、商品ファンドによる運用も、商品投資顧問業者との契約の締結も認められているところである。なお、厚生年金基金が自ら運用を行う場合には、必ずしも様々な運用方法に応じた専門家がいないなど運用管理体制が整っているものではないため、運用対象資産や契約の相手方について、積立金の安全な運用という観点から、一定の制限を設けているところである。運用対象として、商品ファンドへの直接投資を認めないものは、商品ファンドは、様々な商品の先物取引などを運用内容とするものであり、商品の選択に当たって、その分野に関する高度な専門知識が必要とされるため、厚生年金基金が自らリスク・リターンの分析等を行うことは困難であるからである。また、厚生年金基金が商品投資顧問業者と直接契約を締結することについては、商品投資顧問業者は、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者と比較して、関係法令が整備されてからの期間が短く、実績が相対的に積み重なっておらず、現段階において、認めることは困難である。		回答は、信託会社、生命保険会社、投資顧問業者との契約に基づく運用においては商品ファンドによる運用も認められているところであることと、要請者は、金融機関等を契約の相手方とする契約において、商品ファンド法上の運用を明示的に認めることを求めているので、要望に沿った検討をしていただきたい。商品投資顧問業者との直接契約を認めない根拠として、信託会社等と比較して関係法令整備後の期間が短く実績がないことをあげると、いかなる実績をあげれば認め得るのか、その条件、検討スケジュールを明示していただきたい。	c, d	厚生年金基金の積立金は、すぐに現金化する必要のない資金であるという特性から、中長期的な視点で、安定的な収益を確保できるよう運用されている。また、現在、厚生年金基金の運用は、基金の受託者責任を明確にすることで比較的自由に行うことができるようになってきているが、その公的な性格から、法律で「安全かつ効率的に行わなければならない(厚生年金保険法第136条の3第5項)」とされているところである。商品ファンドは、投資家から資金を集め、専門家が農産物や鉱物など様々な商品に投資し、その収益を投資家に還元するものである。その運用方法は、商品先物・オプション取引を基本としているため、少ない資金(証拠金)で非常に高い収益を上げること(レバレッジ効果)が可能である一方、投資元本をすべて失う可能性もあるハイリスク・ハイリターン投資対象である。また、証券市場との相関関係が低いことから短期的には効率的な運用となる可能性はあるものの、リスク管理が難しいこと、農産物や鉱物などの商品投資対象としているため長期的には経済成長に見合った収益を得ることができないことから、長期的に保持する対象とはならないと考えている。なお、厚生年金基金の運用においては、有価証券であっても、先物・オプション取引については、法令上、当該現物の価格変動のリスクヘッジを目的としたものに限り認められているところである(先物・オプション取引のみにより利益を求めるとは禁止されている。)したがって、商品ファンドは、こうした厚生年金基金の積立金の運用手段としては不適当と言わざるを得ない。	5008	5008161	オリックス㈱	16	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	1	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和	1	年金資金運用品目としての商品ファンド法に基づく商品投資受益権を解禁する。		1.厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、厚生年金保険法136条の3の3の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに同136条の3の四に項目を追加し、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。	厚生労働省
												5034	5034571	(社)リース事業協会	57.1	商品ファンドに係る規制撤廃・緩和		厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、厚生年金保険法第136条の3第1項第3号の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに第136条の3第1項第4号のイロハニに項目を追加し、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。	厚生労働省		
												5063	5063010	(社)日本商品投資販売協会	1	年金資金運用品目としての商品ファンド法に基づく商品投資受益権を解禁する。		現行制度では、年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用が明示的に認められていない。このため、厚生年金保険法における年金給付等積立金の運用方法として、商品ファンド法上の商品ファンド(商品投資受益権)による運用を明示的に認めることを要望する。具体的には、厚生年金保険法第百三十六条の第三項第三号の投資顧問業者の定義に商品投資顧問業者を加えること、ならびに第百三十六条の第三項第四号に項目を追加し、商品ファンド法に規定する商品投資受益権の売買を加えることを要望する。	厚生労働省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

( 回答欄 )							( 再検討要請欄 )		( 再回答欄 )		( 要望事項欄 )								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900090	医薬品販売に関する規制緩和		医薬品の販売を行うためには、薬局、一般販売業、薬種商販売業等の許可が必要。	b	<p>医薬品は、過量使用による有害作用や他の医薬品等との併用による相互作用等のおそれがあることから、いつでも薬剤師等が相談に応じたり、消費者が必要な情報が入手できるような状況で、適正に使用されるべきである。</p> <p>今後、年末までに、2003年の骨太方針に基づき、医学・薬学の専門家の意見を十分に踏まえ、薬剤師等の専門家のいない一般小売店で販売しても、「安全上特に問題がない」ものを選定する予定。</p> <p>なお、特例販売業は、薬事法制定時、離島や山間へき地等の場合に経過的な例外的措置として認められたものである。従って、この特例販売業は、可能な限り縮小していくべきものであり、その数は年々減少している。こうした流れとは逆に、これを一般化し、都会等で多数の者を対象とすることを念頭に一般小売店での医薬品販売を可能とすることは適当でない。</p> <p>また、配置販売業は、その方法が家庭への配置に限定され、各家庭を定期的・継続的に訪問し適正使用のための情報提供等を行う相手方を限定した販売形態であり、また、薬事法上一定の要件を定め、専門的な知識を持つ者に対して認められるものであり、顧客の健康状態の継続的な把握を行っているなど、多くの点で店舗において不特定多数に販売する一般小売店と相違がある。したがって、単純に配置販売業者との比較で一般小売店での医薬品販売を認めることは適当でない。</p>		<p>・回答では、2003年の骨太方針に基づき、年末までに「安全上特に問題がない」ものを選定する予定とされているが、</p> <p>要望内容は、解熱鎮痛剤、健胃薬、風邪薬、乗り物酔い薬等について、一般小売店での販売を求めているものであり、この点について具体的な品目選定に関する考え方、対応策を更に検討され、示されたい。</p>	b	<p>前回の回答の通り、解熱鎮痛剤、健胃薬、風邪薬、乗り物酔い薬等の扱いについても、2003年の骨太方針に基づき、「安全上特に問題がない」ものか否かについて、年末までに、医学・薬学の専門家の意見を十分に踏まえ、検討することとしている。</p> <p>「薬剤師が配置されていないことに直接起因する」といった因果関係まで含めて、過量使用や副作用による事故の数を調査することは困難。実際、厚生労働省に報告のあった一般用医薬品によるものと考えられる副作用症例は、平成10年度から14年度までの間に合計約950例あり、そのうち110例を超える件数のものが薬剤師からの情報提供等により被害を防止又は軽減し得た事例と考えられる。</p> <p>特例販売業は、前回の回答にもあるようにあくまで、薬事法制定時、離島や山間へき地等の場合に経過的な例外的措置として認められたものである。従って、この特例販売業は、可能な限り縮小していくべきものであり、その数は年々減少している。こうした流れとは逆に、これを一般化し、都会等で多数の者を対象とすることを念頭に一般小売店での医薬品販売を可能とすることは適当でない。</p>	5007	5007060	日本チェーンストア協会	6.1	薬事法関連		医薬品販売に関する規制緩和	厚生労働省		
							<p>・回答では、特例販売業、配置販売業との比較で一般小売店での医薬品販売を認めることは適当でないとしているが、</p> <p>特例販売業、配置販売業が相当数存在すること、薬剤師が配置されていないことに直接起因する過量使用や副作用による事故は報告されていないことを踏まえれば、少なくとも特例販売業等で販売されている医薬品について一般小売店での販売を認めることは妥当と考えられるが、このことの可否について改めて検討されたい。</p>		5007	5007060	日本チェーンストア協会	6.2			全てのドリンク剤、ビタミン剤についても一般小売店での販売を可能とする。	厚生労働省			
										(社)日本経済団体連合会	25	一般小売店における作用の緩やかな医薬品販売の実現	5102	5102250			「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003では、「医薬品の一般小売店における販売については、利用者の利便と安全の確保について平成15年中に十分な検討を行い、安全上特に問題のないとの結論に至った医薬品すべてについて、薬局・薬店に限らず販売できるようにする」ことが明記された。この取り組み方針を踏まえ、既に特例販売業等において薬剤師の関与なしに販売できる医薬品を中心に検討を行い、早期に作用の緩やかな医薬品（整腸薬、健胃薬、作用の緩やかなかぜ薬、解熱鎮痛剤、乗り物酔い薬等）について、一般小売店での販売が可能となるよう措置すべきである。	厚生労働省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900100	輸出入・港湾諸手続の簡素化促進及びワンストップサービスの実現	食品衛生法第16条、検疫法第6条、第11条、第11条第2項、第17条第2項	輸出入・港湾諸手続のワンストップサービス(シングルウィンドウ化)については、平成15年7月23日より供用を開始したところである。	b		<p>各府省においては、これまで申請者の負担を軽減し手続の簡素化・合理化を図る観点から見直しを行ってきたところである。</p> <p>こうしたなかで、今回のシングルウィンドウ化は、我が国港湾の国際競争力強化、物流の効率化を図ることが、喫緊の課題であることから、関係府省が連携、協力して出来るだけ早く、輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化を実現しようとしているものである。</p> <p>民間業界のなかには、電子化に伴う手続の簡素化等が十分でないとの意見もあることは、承知しているが、現時点では、現在進めているシングルウィンドウ化を確実に実現することが重要であると認識している。</p> <p>今後はできるだけ多くの方に利用していただき、そのうえで、今回のシングルウィンドウ化の評価・問題点等も伺いながら、民間利用者の意見を広く聴取し、更なる手続の見直し、より良いシステムの実現に努めてまいりたい。</p>		回答によると、シングルウィンドウ化により、対象手続の統一や共通項目の標準化、統一化を図ったことであるが、要望は、申請の必要性が失われたものや申請の中で削除できる項目などの見直しをさらに進めてほしいというものである。上記の観点から、さらなる見直しに向けた対応策および平成16年度までの実施の可否について具体的に検討され、示されたい。	b		<p>1. 輸出入・港湾関連手続のシングルウィンドウ化については、関係府省と連携、協力しつつ、平成15年7月23日にこれを実現した。</p> <p>2. シングルウィンドウ化に当たっては、利用者にとって使いやすく、運用に当たってコストが低く、国際標準にも配慮し、手続面で簡素なシステムを構築するよう取り組んできたところであり、対象手続の提出時期の統一や共通項目の標準化、統一化を図るとともに、各行政機関がそれぞれ求めている手続の申請・届出時において、必要項目を入力する際、既に登録した情報を利用することで、重複入力を回避することを可能としている。</p> <p>3. これまでシングルウィンドウ化に関する説明会を全国6カ所で開催するなど、民間利用者の意見聴取にも努めてきた。</p> <p>4. 食品衛生法及び検疫法に係る手続上の申請項目は、食の安全及び人の健康を守る上で必要とされるものであるが、今後、輸出入・港湾手続関連府省連絡会議を通じて、民間利用者の意見を広く聴取することとしており、その結果、個別の事項等について具体的な要望があれば厚生労働省としても検討して参りたい。</p>	5036	50360030	(社)日本船主協会	3	港湾・輸出入手続等の一層の簡素化	全ての港湾・輸出入関連手続を対象として、申請の必要性が失われたもの、申請の中で削除できる項目の標準化、統一化できるものを抽出した上で、申請手続を徹底的に削減・簡素化するように要望する。	国土交通省 財務省 法務省 厚生労働省 経済産業省 農林水産省	
z0900110	小規模水道事業施設向けの水質検査事業要件の緩和	水道法第20条	水道事業者等は水質検査を義務づけられている。水道事業者等は水質検査に必要な検査施設を設置しなくてはならないが、この水質検査の業務(分析業務)を地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の指定する者(年度内に施行予定の改正水道法では「厚生労働大臣の登録を受けた者」)に委託した場合には、この検査施設の設置義務は適用されない。	d及びe	-	<p>今国会で成立した水道法の改正(年度内に施行予定)により、指定制度から国の裁量の余地のない形の登録制度に移行することになり、水道法に明示された登録要件を満たせばだれでも登録検査機関となることである。このため、水道水の検査を満足して実施できる能力があつて登録要件を満たせば、要望主体は登録機関として水道水の水質検査を実施することが可能である。</p> <p>なお、検査手数料については、登録の要件とされており、検査機関がそれぞれ料金を設定することは可能であつて、事実誤認である。</p>	改正水道法の施行と同時に、要望主体の指摘に関する事項、今回の水道法の趣旨のひとつである民間事業者の活力の積極的な利用などについて、自治体などの水道事業者に周知徹底する通知の発出を含め、検討し示されたい。	d及びe	-	<p>今国会で成立した水道法の改正(年度内に施行予定)により、指定制度から国の裁量の余地のない形の登録制度に移行することになり、水道法に明示された登録要件を満たせばだれでも登録検査機関となることである。このため、水道水の検査を満足して実施できる能力があつて登録要件を満たせば、要望主体は登録機関として水道水の水質検査を実施することが可能である。</p> <p>また、検査手数料については、登録の要件とされており、検査機関がそれぞれ料金を設定することは可能であつて、事実誤認である。</p> <p>なお、今般の水道法改正については、全国水道関係担当者会議(平成15年2月開催)等の場でその趣旨の周知徹底を図っているところであり、今後とも施行規則の公布等の機会を捉え施行通知等の必要な情報提供を行い、その趣旨の周知徹底を図っていくこととしている。</p>	5006	5006040	民間事業者	4	「一定規模以下の水道の水質検査を認める」。	水道の水質検査は水道法第20条3項により厚生労働大臣の指定するものが行なうこととなっているが、飲料水の水質検査を行う事業者の登録事業者及び計量法第107条2号による登録を受けた事業者は水道法第4条2項の規定に基づき定められた水質基準に関する省令の各項目を十分に満足する検査を行う能力、検査に必要な機械器具、設備、資格者を併せ有しており、小規模給水人口たとえば1000人以下の専用水道、簡易水道に限定した水質検査を行わせ特段の検査手数料を設定することを求める。	厚生労働省		



規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900120	一般販売業における管理薬剤師配置義務の緩和	薬事法 第六条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項の許可を与えないことができる。 一 その薬局の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。 一之二 その薬局において薬事に関する業務に従事する薬剤師が厚生労働省令で定める員数に達しないとき。 第二十六条 一般販売業の許可は、店舗ごとに、その店舗の所在地の都道府県知事(専ら薬局開設者、医薬品の製造業者若しくは販売業者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者)に対してのみ、業として、医薬品を販売し又は授与する一般販売業(以下「卸売一般販売業」という。)以外の一般販売業にあつては、その店舗の所在地が地域保健法(昭和二十二年法律第一〇一号)第五条第一項の政令で定める市(以下「保健所を設置する市」という。)又は特別区の区域にある場合においては、市長又は区長)が与える。 2 前項の許可については、第六条の規定を準用する。ただし、同条第一号の二の規定は、卸売一般販売業の許可については、準用しない。	医薬品一般販売業においては薬剤師の配置義務がある。	c		一般用医薬品には、過量使用による有害作用や他の医薬品との併用による相互作用の問題等があることから、医薬品の購入時においては、消費者からの求めに応じた適切な情報提供や相談が行える体制が必要である。また、消費者からの求めがない場合であっても、消費者に対し、積極的な情報提供を行うことが必要の場合がある。従って、薬剤師が常に配置され、対面販売が行われるべきである。				「薬効の低いもの」とあるが、そのようなものであっても、過量使用による有害作用や他の医薬品との併用による相互作用の問題等があることから、医薬品の購入時においては、消費者からの求めに応じた適切な情報提供や相談が行える体制が必要である。 上記の点からも、電話、FAX、電子媒体での服薬指導では不十分であり、むしろ薬剤師の常駐を徹底することが国民の利益に繋がると考える。	5007	5007071	日本チェーンストア協会	7	薬事法関連		医薬品販売に関する規制緩和 一般販売業における管理薬剤師の配置義務の緩和	厚生労働省	
z0900130	医薬品の通信販売における品目の拡大	昭和63年3月31日薬監第11号 医薬品の販売方法について(略) カタログ販売は、かかる対面販売の趣旨が確保されないおそれがあり、一般的に好ましくないところである。(略) 4 取扱医薬品の範囲は、容器又は被包が破損し易いものでなく、経時変化が起りにくく、副作用の恐れが少ないもので、一般消費者の自主的判断に基づき服用されても安全性からみて比較的問題が少ないものであること。当面、薬効群としては次の薬効群の医薬品に限ることとし、この他では脱脂綿、ガーゼ及びばん創膏が認められるものであること。これら以外で、当該医薬品の販売に関しカタログ販売の形態によることがやむをえないと認められる場合については、当職に個別に協議されたいこと。(薬効群)(略)	一部の薬効群の医薬品についてカタログ販売を認めている。	c		医薬品の購入時においては、消費者に対し適切な情報提供や相談が行える体制が必要であり、積極的な情報提供を行うために、対面販売が行われるべきであるとの考えから、カタログ販売が可能な医薬品の範囲を拡大することは適切でないと考えらる。				利用者の利便性、安全性に基づき一定の医薬品についてカタログ販売を認めている現状から言えば、カタログ販売が可能な品目について定期的な見直しをすることは必要と考えられる。近時のカタログ販売品目についての見直しの状況について詳細に報告されたい。また、近時において見直しなどがされていないのであれば、利用者ニーズを調査し、早急に品目を拡大されたい。	5007	5007072	日本チェーンストア協会	7	薬事法関連		通信販売における品目拡大	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900140	医薬部外品の申請の届出制	事法第十四条 厚生労働大臣は、医薬品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬品を除く。）、医薬部外品（厚生労働大臣が基準を定めて指定する医薬部外品を除く。）、厚生労働大臣の指定する成分を含有する化粧品又は医療用具（厚生労働大臣の指定する医療用具を除く。）につき、これを製造しようとする者から申請があつたときは、品目ごとにその製造についての承認を与える。	医薬部外品においては、個別品目毎の承認・許可が必要。	c		医薬部外品については、医薬品同様に有効成分を含有するものであり、成分毎に使用方法、効能等が異なり、個別に有効性、安全性及び品質を評価する必要があるものであることから、製造・輸入にあつては、医薬品と同様に個別品目毎の承認・許可が必要である。		既に許可されている医薬部外品と含有薬効成分が同じ場合、または、薬効成分を減じて製品とする場合などは、申請手続きの簡素化、届け出制への移行などの可能性を含め検討し回答されたい。	c	医薬部外品については、医薬品同様に有効成分を含有するものであり、成分毎に使用方法、効能等が異なり、個別に有効性、安全性及び品質を評価する必要があるものであることから、製造・輸入にあつては、医薬品と同様に個別品目毎の承認・許可が必要である。	5007	5007081	日本チェーンストア協会	8	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範囲の拡大、期間の短縮、審査センターの指示の統一化、判断の統一化	厚生労働省	
z0900150	医薬部外品のシリーズ申請の拡大	平成6年3月29日薬審第231号 医薬部外品の製造又は輸入の承認申請等について 1(2)「成分及び分量又は本質」欄について 医薬部外品のシリーズ申請にあつては、着色剤及び香料以外の成分の分量の幅記載は、認めないものであること。	医薬部外品については、香料、着色剤の種類が異なる場合において、シリーズとしての申請を認めている。	c		医薬部外品のシリーズ申請については、製品の有効性、安全性に直接的に影響しないと考えられる香料、着色剤の種類が異なる場合においてのみシリーズ申請を認めているところであり、その他の処方変更については、医薬品と同様に有効性・安全性・品質の確保の観点から個別に審査を行う必要がある。		既に許可されている医薬部外品と含有薬効成分が同じ場合、または、薬効成分を減じて製品とする場合などは、シリーズ申請可能とするなど申請手続きの簡素化、届け出制への移行などの可能性を含め検討し回答されたい。	c	医薬部外品のシリーズ申請については、製品の有効性、安全性に直接的に影響しないと考えられる香料、着色剤の種類が異なる場合においてのみシリーズ申請を認めているところであり、その他の処方変更については、医薬品と同様に有効性・安全性・品質の確保の観点から個別に審査を行う必要がある。	5007	5007082	日本チェーンストア協会	8	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範囲の拡大、期間の短縮、審査センターの指示の統一化、判断の統一化	厚生労働省	
z0900160	医薬部外品の一変申請等の期間の短縮化	昭和60年10月1日薬発第960号 標準的事務処理期間の設定等について 1 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の承認等都道府県知事が承認申請等を受理した日から、厚生大臣が当該医薬品等に承認等を与える日までにつき、以下のとおり、標準的事務処理期間を設けることとする。その期間には、提出された書類に不備があり、これを申請者側が補正するのにかかる期間及び審議会における指摘事項に対し申請者側が回答するまでの期間は含まないものとする。 医薬品医療用1年 一般用10月 体外診断用6月 体外診断用（貯蔵方法及び有効期間に関する一部変更承認）3ヶ月 医薬部外品6月 化粧品3月 医療用具1年（後発品は4月とする。）	医薬部外品においては、個別品目毎の承認・許可が必要。承認申請等に対して、6ヶ月間の標準的事務処理期間を定めているところ。	c		医薬部外品は標準的事務処理期間を6ヶ月としており、医薬品（医療用医薬品1年、一般用医薬品10ヶ月）よりかなり短期間で承認が行われている。さらに、染毛剤、パーマメント・ウェーブ剤及び薬用歯みがき類等については、一定の承認基準を作成し、当該基準に適合するものは都道府県知事により承認が行われており、現に承認審査の簡素化・迅速化（概ね2～3ヶ月で審査が行われている。）を図っている。このように承認審査の迅速化については、相当程度措置を行っており、現状の審査体制等を考慮すると、これ以上の迅速化を行うことは現時点では困難である。		審査体制等の問題により、迅速化が困難であるなら、業務の民間委託などにより短縮可能と思われるので再度この点について検討されたい。	c	医薬部外品は標準的事務処理期間を6ヶ月としており、医薬品（医療用医薬品1年、一般用医薬品10ヶ月）よりかなり短期間で承認が行われている。さらに、染毛剤、パーマメント・ウェーブ剤及び薬用歯みがき類等については、一定の承認基準を作成し、当該基準に適合するものは都道府県知事により承認が行われており、現に承認審査の簡素化・迅速化（概ね2～3ヶ月で審査が行われている。）を図っている。このように承認審査の迅速化については、相当程度措置を行っており、現状の審査体制等を考慮すると、これ以上の迅速化を行うことは現時点では困難である。	5007	5007083	日本チェーンストア協会	8	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範囲の拡大、期間の短縮、審査センターの指示の統一化、判断の統一化	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900170	医薬部外品の審査センター等の判断の統一化			e		医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターの指示の内容については、定期的に開催している担当者連絡会の他、相互の連絡を密にするなど、その都度細かい指示の整合化に努めている。さらに、平成16年4月より医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターを統合し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立することから業務の一元化が図られることとなる。また、承認申請の進捗業務を行っている都道府県において、それに付随する相談等の際に、都道府県間の意見に違いが生じることについては、都道府県担当者会議等の場を通じて、その整合化を努めている。		現在行なわれている各都道府県毎の製造許可に関する判断基準の整合性を取るためマニュアル化することやガイドラインの作成について具体的に検討し、その時期についても示されたい。	a		医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターの指示の内容については、定期的に開催している担当者連絡会の他、相互の連絡を密にするなど、その都度細かい指示の整合化に努めている。さらに、平成16年4月より医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構と医薬品医療機器審査センターを統合し、新たに独立行政法人医薬品医療機器総合機構を設立することから業務の一元化が図られることとなる。また、承認後の届目毎の許可に関する権限は都道府県知事に委任されているが、都道府県間の許可に関する判断に差異が生じないように、Q&Aの整備及び都道府県の担当者の連絡会議を行い、対応を行っているところであり、今後、より徹底してQ&A等の周知をしていくこととする。なお、平成17年4月以降は進捗業務は廃止されるものである。	5007	5007084	日本チェーンストア協会	8	薬事法関連		医薬部外品の申請の届出制、範囲の拡大、期間の短縮、審査センターの指示の統一化、判断の統一化	厚生労働省
z0900180	医薬品卸売一般販売業の許可取得に係る要件の緩和	薬事法第二十四条第二十六条	配送センターや分置倉庫のうち、実態的に医薬品の販売又は授与が行われることのないものについては、販売業の許可にかからしめる店舗とは見なしていない。	d		医薬品の卸売一般販売業のいわゆる配送センターや分置倉庫の取扱いについては、これまで通知等により、実態的に医薬品の販売又は授与が行われることのない店舗とは見なしておらず、この旨を平成15年6月13日に行われた、全国薬事監視等担当係長会議において各都道府県に改めて周知した。		かかる誤解を招かないように再度、通知等により、事業者、業界団体への周知を行うことについて検討されたい。	d		5007	5007090	日本チェーンストア協会	9	薬事法関連		医薬品卸売一般販売業の許可取得に関する緩和・配送センターにおける管理薬剤師配置、試験室設置の不要	厚生労働省	
z0900190	調剤薬局での処方薬に関する規制緩和	薬剤師法第二十三条	医師が一般名で処方した場合の患者選択による調剤は可能であり、また、患者の求めに対し医師が認めた場合に限り薬剤名（商品名）での処方の場合においても、患者選択による調剤は可能である。	d		現在でも、医師が一般名で処方した場合の患者選択による調剤は可能であり、また、患者の求めに対し医師が認めた場合に限り薬剤名（商品名）での処方の場合においても、患者選択による調剤は可能である。今後、引き続き、医薬品の品質再評価を行い、後発品を含む医薬品の品質確保を図る一方、後発品使用を一層促進していくために、平成14年4月より、後発医薬品の一般名、商品名、企業名、価格等の情報について、厚生労働省ホームページへの掲載を開始しているところであるが、この他にも、後発品とその品質の確保についての啓発を進める等、患者が適正に選択できるよう情報提供の充実を行う。		・回答では、「患者選択による調剤は、現行制度下で可能」とされているが、製品名処方の場合には医師の同意なしでは他の製品への変更はできないこととなっている。一層の消費者選択、利便向上のために、医師への一般処方の推奨、患者の求めに対し医師が同意した場合の患者選択の調剤が可能なることの利用者への周知徹底を図ることについて具体的に検討され、示されたい。	d		5007	5007100	日本チェーンストア協会	10	薬事法関連		調剤薬局での処方薬に関する緩和・成分名による処方可能とする。	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

（回答欄）

（再検討要請欄）

（再回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
z0900200	アウトソーシング事業・機能分社における第二種衛生管理者選任要件の緩和	労働安全衛生法第12条、労働安全衛生規則第7条	常時50人以上の労働者を使用する事業場は、その事業場に専属の衛生管理者を選任しなければならない。	C		事業場における安全衛生管理は事業者の責任であり、労働安全衛生法では、事業者が事業場に専属の者（＝当該事業場に雇用された者）を衛生管理者として選任し、衛生に関する技術的事項を管理させなければならないこととしている。安全衛生管理に責任を有する事業者が、衛生管理者に対して直接指揮命令を行い、その業務を遂行させる必要があるが、請負契約の場合、業務委託会社の労働者に直接指揮命令をすることはできないこと、これを衛生管理者とすることは適当ではない。さらに、契約形態にかかわらず、衛生管理者がその職務を適切かつ円滑に遂行するためには、現場の実情や作業方法を踏まえた効果的な対策が実施できるよう、衛生管理者が当該事業場の業務実態と過重労働等労働者の健康に影響する様々な要因を知悉していることが必要である。このようなことから、御要望にお応えすることは困難である。		C		衛生管理の最終責任は事業者にあるため、衛生管理者は事業者から直接指揮命令を受けるとともに、労働者に対して直接指揮命令をする関係にならなければならない。そして、衛生管理者は、こうした指揮命令系統の下で、責任や事業場の実態に係る知識等を踏まえた適切な配慮をしなければならないため、事業者が直接採用されている者に限られているものである。一方、衛生管理者のアウトソーシングを認めると、その者はアウトソーシング会社の指揮命令を受けることは排除できないため、直接採用されている衛生管理者が行うように事業者の意を十分に受けた円滑な衛生管理業務を行うことができなくなるおそれがあるとともに、事業者もアウトソーシング会社に任せているという意識から衛生管理責任を十分に果たさなくなるおそれがある（なお、常駐すればこの点に関する担保ができるというわけではない）。こうしたことから、御要望にお応えすることは困難である。	5009	5009010	ソニー(株)	1	アウトソーシング事業・機能分社における第二種衛生管理者選任要件の緩和	厚生労働省	労働安全衛生規則第7条に定める「専属の者」の現行の解釈「事業主と雇用関係にある社員」を、以下のように緩和するよう要望する。当該事業場における衛生管理者の選任が第二種衛生管理者で事足りる事業場について、事業主と機能分社またはアウトソーサー（業務委託会社）との間で衛生管理者の選任及び安全衛生業務に従事させるにあたっての責任及び権限を明示した業務委託契約書を締結し、業務委託会社が第二種衛生管理者資格を有する業務委託会社の社員を選任し、当該事業所に専属で常駐、従事させることを要件に、業務委託会社の社員をも「専属の者」として解釈に加え、衛生管理者に選任することができるものとする。		
z0900210	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	労働安全衛生法第12条、労働安全衛生規則第7条、社会保険労務士法第27条	常時50人以上の労働者を使用する事業場は、その事業場に専属の衛生管理者を選任しなければならない。	C		事業場における安全衛生管理は事業者の責任であり、労働安全衛生法では、事業者が事業場に専属の者（＝当該事業場に雇用された者）を衛生管理者として選任し、衛生に関する技術的事項を管理させなければならないこととしている。安全衛生管理に責任を有する事業者が、衛生管理者に対して直接指揮命令を行い、その業務を遂行させる必要があるが、請負契約の場合、業務委託会社の労働者に直接指揮命令をすることはできないこと、これを衛生管理者とすることは適当ではない。さらに、契約形態にかかわらず、衛生管理者がその職務を適切かつ円滑に遂行するためには、現場の実情や作業方法を踏まえた効果的な対策が実施できるよう、衛生管理者が当該事業場の業務実態と過重労働等労働者の健康に影響する様々な要因を知悉していることが必要である。このようなことから、御要望にお応えすることは困難である。	（「措置の概要」欄より続く）社労士法が、社労士又は社労士法人でない者が規制事務を行なうことを禁止しているのは、当該事務が非常に専門性の高いものであることにかんがみ、法律により厳格な資格要件を設け、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとするなど所要の措置を講ずることによって、労働者を始めとする国民の権利利益を保護する観点から必要とされたからである。仮に社労士又は社労士法人でない者が規制事務を行なうとした場合、労働社会保険諸法令の専門家としての知識及び経験が不十分な者、また、法令上の守秘義務を課せられない者や行政及び土業団体の監督指導などの規律に服しない者が規制事務を行うことになり、法令上不適切な申請書類等の作成、提出代行及び事務代理がなされ、その結果、労働者や事業主の利益を損ね、あるいはそれらの者に被害を及ぼすこととなるおそれがある。なお、ファシリティ業務委託会社が社労士法人であれば、社労士である社員の指揮命令に、社労士でない者が当該社員の補助者として規制事務を行うことが可能である。	回答では安全衛生管理に責任を有する事業者により直接指揮命令できる体制が必要なこと、衛生管理者が当該事業場の業務実態等を知悉していなければならないことを理由としているが、要望では、業務委託会社の事業場に「専属の者」を常駐させる、としており、指揮命令系統の担保はできているものと考えられる。また、業務実態等の知悉については常駐させる「専属の者」を衛生管理者として選任させる際に業務実態等を漏れなく引き継ぐことが担保できれば問題ないものと考えられる。以上の点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討し、示されたい。	C		衛生管理の最終責任は事業者にあるため、衛生管理者は事業者から直接指揮命令を受けるとともに、労働者に対して直接指揮命令をする関係にならなければならない。そして、衛生管理者は、こうした指揮命令系統の下で、責任や事業場の実態に係る知識等を踏まえた適切な配慮をしなければならないため、事業者が直接採用されている者に限られているものである。一方、衛生管理者のアウトソーシングを認めると、その者はアウトソーシング会社の指揮命令を受けることは排除できないため、直接採用されている衛生管理者が行うように事業者の意を十分に受けた円滑な衛生管理業務を行うことができなくなるおそれがあるとともに、事業者もアウトソーシング会社に任せているという意識から衛生管理責任を十分に果たさなくなるおそれがある（なお、常駐すればこの点に関する担保ができるというわけではない）。こうしたことから、御要望にお応えすることは困難である。	5009	5009030	ソニー(株)	3	アウトソーシング事業におけるファシリティ管理者選任要件緩和	経済産業省・厚生労働省・環境省・警察庁・国土交通省	ファシリティ管理者の選任は、事業主と雇用関係にある者という限定解釈でなく、事業主とファシリティ業務委託会社（含む機能分社）の間で、管理者の選任、責任・権限を明示した業務委託契約を締結し、委託会社が資格等を有する社員を指名し、当該事業所に専属で常駐・従事させること - を条件に、ファシリティ業務委託会社の社員を、当該会社のファシリティ業務管理者に選任できるようにしていただきたい。また、当該会社から機能分社したファシリティ業務委託会社が、当該会社の労災処理を業として請け負う場合には、当該事業所に専属で常駐する受託会社の社員がいることを条件に、社会保険労務士を置くことを不要としていただきたい。	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
z0900220	特定化学物質使用設備にかかる機器の設置等にかかる届出義務の簡素化	労働安全衛生法第88条、労働安全衛生規則第86条及び第88条、労働安全衛生規則別表第7の17項及び18項	特定化学物質のうち特定第二類物質又は第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で移動式以外のものを設置する場合、労働者の健康障害を防止するため、労働基準監督署へ設置の届出を求めている。	d		特定化学物質のうち特定第二類物質又は第三類物質を製造し、又は取り扱う設備で移動式以外のものを設置する場合、労働者の健康障害を防止するため、労働基準監督署へ設置の届出を求めている。 したがって、特定化学物質を少量しか取り扱わない研究開発等において使用されるような移動式の設備は届出の対象外となつていくところである。 また、特定化学設備に係る設置届の添付書類として求めているものの多くは、構造の概要、設備の構造の図面等、特定化学設備を設置する際に作成されているものであり、届出のために新たに作成する書類は最低限のものであること、そして、平成6年9月30日付け基発第612号「行政手続法等の施行について」において、届出が法令上の要件に適合している場合は受け付けることとされ、届出事務については申請者に過度の負担をかけるものとしていくところである。		C		特定化学設備に係る設置届の添付書類として求めているものは、構造の概要、設備の構造の図面等、その多くが特定化学設備を設置する際に作成されているものであり、届出のために新たに作成する書類は最低限のものであること、そして、平成6年9月30日付け基発第612号「行政手続法等の施行について」において、届出が法令上の要件に適合している場合は受け付けることとされ、届出事務については申請者に過度の負担をかけるものではないと考えている。 また特定化学設備においては、化学物質の異常反応によるものも含め、漏洩により労働者に重篤な健康障害を及ぼすおそれがあるものがあり、その場合のリスクは、化学物質の飛散等の状況や作業内容、暴露の態様等に大きく依存するものであり、化学物質の取扱量により、一律に評価できない。また、特定化学設備は、多くの場合、システムの一部をなしており、他の設備や取り扱い物質等を含め、工程の前後や設備周辺の配置等を含めて、労働災害防止措置が的確に講じられているか総合判断をする必要があり、取扱量は、リスクの評価のための重要な要素のひとつではあるが、それだけでリスクを実質的に規定するものではない。 したがって、量を基準として届出の要否を定めることは困難である。 なお、特定化学設備の届出は、基準認証を求めているものではないことから、審査を行う上で、量や設備の構造上の基準等は設けられていない。	5009	5009060	ソニー(株)	6	特定化学物質使用設備にかかる機器の設置等にかかる届出義務の簡素化	特定化学物質使用設備にかかる機器の設置等にかかる届出義務について、特定化学物質の取扱量が少ない場合には、届出義務の簡素化を図っていただきたい。	厚生労働省		
z0900230	電離放射線障害防止規則におけるX線装置にかかる届出義務の簡素化	労働安全衛生法第88条、労働安全衛生規則第86条及び第88条、労働安全衛生規則別表第7(機械等の種類21)	電離放射線装置(X線装置等)を設置する場合、労働者の健康障害を防止するため、労働基準監督署へ設置等の届出を求めている。	C		労働安全衛生法第88条に基づく計画届は、労働者の危険及び健康障害の防止を図るため、有害な作業を必要とする機械等について、事業者に対し、その計画を当該工事の開始日の30日前までに届け出る義務を課しているものである。 電離放射線障害防止規則においては、電離放射線により人体が受ける線量が少ない場合であっても、人体が何らかの影響を受ける可能性(確率的影響)を否定できないことから、不必要な被ばくを防止する等のため、当該計画届により、電離放射線装置による健康障害を防止するための設備の適否について審査し、必要な場合には当該計画の変更を命じるものとしているものであり、届出義務の簡素化はできない。 なお、平成6年9月30日付け基発第612号「行政手続法等の施行について」において、届出が法令上の要件に適合している場合は受け付けることとされ、届出事務については申請者に過度の負担をかけるものとしていくところである。		C		電離放射線装置(X線装置等)を設置する場合、労働者の健康障害を防止するために届出を求めるとのことであるが、要望者は、電離放射線のひとつであるX線が発生するテレビ等について届出が求められることと比較において、X線が微量にしか発生しない設備について適用除外とする取扱いを求めていること、届出が不要なテレビ等と届出が必要な設備との間で区別を設けることの合理性を含めて検討された。 また、要望者は電離放射線の量や設備の構造を基準として届出の要否を判断することを求めているので、その設定についても検討されたい。 仮に審査を行ううえで、量や設備の構造上の基準等を設けているのであれば、当該基準を満たす設備の届出規制の適用除外の可否について検討いただきたい。	5009	5009070	ソニー(株)	7	電離放射線障害防止規則におけるX線装置にかかる届出義務の簡素化	電離放射線障害防止規則におけるX線装置と荷電粒子を加速する装置についてX線が発生させる又は、二次的に発生する場合、X線量によって基準を設け、X線量が少ない場合には、届出義務の簡素化を図っていただきたい。	厚生労働省		
z0900240	乾燥牛肉の食肉販売業、食料品等販売業対象商品からの除外	食品衛生法第20条、第21条第1項、食品衛生法施行令第5条第1項第9号、昭和24年2月3日衛生省令第125号厚生省公衆衛生局長通知各都道府県の条例	食品衛生法により、飲食店営業等公衆衛生上影響の著しい営業について、政令で定める業種別に、都道府県が必要基準を条例で定めることとされている。これらの営業を営もうとする者は都道府県知事等の許可を受けなければならない。 営業の施設が上述の基準に合うと認めるときは、都道府県知事等は食品衛生法第21条第1項に基づく営業の許可を与える。 なお、上記食品衛生法で定めるほかにも、自治体の条例により規制する場合がある。	e		食肉販売業は鳥獣の食肉を販売する営業を指しているものであり、ご指摘の乾燥牛肉の販売については、食品衛生法で定める食肉販売業の営業許可の対象とはならない(昭和24年2月3日衛生省令第125号)。 本件は、都道府県の条例に係る要望事項と考えられるが、国において、全国一律の基準とするよう各都道府県等に要求することは、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮する観点から不適当である。					5009	5009100	ソニー(株)	10	乾燥牛肉の食肉販売業、食料品等販売業対象商品からの除外	ビーフジャーキー(乾燥牛肉)を「食肉販売業」「食料品等販売業」の対象商品から全国一律に除外していただきたい。	厚生労働省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900250	優良な診療所において「特区病院」という名称の使用を許可する。 優良な診療所であることを表示できる医療機関名称の新設	医療法第3条第2項		C		医療法においては、病院と診療所を機能面、構造設備面等の観点から区分しており、主としてプライマリケアを担う機関として位置づけられた診療所が病院と称することは患者にとって紛らわしく、不適切。		・要望主体の規制緩和内容は、「『優良な』医療機関を差別化した『名称』とする」ものであり、「診療所」を「病院」という名称にすることに拘っているのではない。優良な診療所について差別化された他の名称などについて検討されたい。 ・要望主体の内容である「株式会社参入」については上記の差別化された優良診療所への参入であり、現状に62の株式会社立の医療機関が存在することなどを鑑みれば十分検討し得ることと考えられるゆえ、「優良診療所」への参入という限定された場合について再度、検討されたい。	C		医療機関の名称にその質の評価に係るものを含むものを認めることは、名称のみでその具体的基準を示すことは困難であり、国民にとってわかりやすいとはいえないことから適切ではない。 なお、入院診療計画を導入している旨、財団法人日本医療機能評価機構の医療機能評価の結果、診療に関する諸記録に係る情報を提供していること等については広告することは可能となっている。	5011	5011011	医療法人	1	優良な診療所において「特区病院」という名称の使用を許可する。 優良な診療所であることを表示できる医療機関名称の新設		・従来の診療所の診療報酬（低コスト）で一定の基準を満たす優良且つ高品質な医療を提供できる医療機関のみ、「特区病院」という名称の使用を許可する。 （「特区病院」においては混合診療を解禁する。） （株式会社などを含む新規医療関連事業者は「特区病院」においてのみ参入を認める。）	厚生労働省
z0900260	確定給付企業年金における受給権者等の給付減額要件の緩和	確定給付企業年金法施行令第4条第2号、確定給付企業年金法施行規則第5条	受給権者等の給付減額をする場合にあっては、減額しなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難となること等の理由（具体的には、実施事業所の経営状況の悪化、または、減額しなければ掛金の額が大幅に上昇し事業主が掛金を拠出することが困難となると見込まれること。）が必要とされている。	C, d		前者は、現在でも給付減額の理由となりうる。後者については、労働協約等の変更は、会社を退職するなどして企業年金制度を脱退した受給権者にとっては関係が薄いものであるため、労働協約等の変更を理由に減額するのは適当ではないと考えている。		前段について、回答では現行制度下でも給付減額の理由となりうる、とのことであるが、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され示された。 後段について、予定利率に達しなかった部分の減額を認める方向で再検討願いたい。	C, d		5014	5014040	(社)関西経済連合会	4	確定給付企業年金における受給権者等の給付減額要件の緩和		受給権者等に認められる給付減額要件として、以下を追加する。 減額をしなければ確定給付企業年金の事業の継続が困難になること。事業所の労働協約等が変更され、その変更に基づき給付設計の見直しを行う必要があること。	厚生労働省	
z0900270	NPO法人の児童館経営への参入	児童館の設置運営（平成2年8月7日 厚生省発児第123号 厚生事務次官通知）第4 大型児童館 1A型児童館（2）設置及び運営の主体 設置及び運営の主体は、都道府県とする ただし、経営については民法法人及び社会福祉法人に委託することができるものであること。	児童館は、「児童館の設置運営について」（平成2年8月7日 厚生省発児第123号 厚生事務次官通知）により、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型に種類が大別されており、大型児童館は、設置・運営主体が都道府県とされ、運営については、民法第34条の規定により設立された法人・社会福祉法人に委託することができることとされている。	b		平成16年4月を以て児童館の運営主体については、一定要件のもとにNPO法人の児童館経営への参入を可能にする方向で検討する。		・回答では「一定要件のもとに」可能とする方向で検討するとされているが、要望は児童健全育成に関し様々なノウハウを有するNPO法人の活用による施設の活性化を目指すものであり、このようなNPO法人の参入が可能となるよう、更に具体的な対応策を示されたい。	b		5017	5017010	宮城県	1	NPO法人の児童館経営への参入		・現在、都道府県が設置する大型児童館の設置運営は、平成2年の厚生事務次官通知により都道府県が主体となることを原則とし、例外的に民法法人及び社会福祉法人への経営委託を認めている。本通知を改正し、NPO法人の児童館経営への参入を可能にするよう要望する。	厚生労働省	
z0900280	障害児の地域生活を支えるための訪問看護サービス利用の拡大	健康保険法（大正11年法律第70号）第63条、第88条第1項	医療保険における訪問看護制度については、在宅療養の推進を図る観点から、健康保険法第88条第1項の規定により「疾病又は負傷により居室において継続して療養を受ける状態にある者」であって、主治医が訪問看護の必要性を認めた者を対象としており、保育所、幼稚園等における医療的ケアは対象とならない。	C, f		在宅療養は、本来通院困難な者について行うものであることから居室を条件としているものであり、保育所や幼稚園等に通所、通院している障害児は通院困難とは言いえないことから、訪問看護制度の対象とはならない。		・回答では保育所や幼稚園等に通所、通院している障害児は通院困難とは言えないとされているが、要望内容は障害児を持つ保護者の介護負担の軽減のための施策を求めたものであり、この観点からの具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	C, f	I		5017	5017020	宮城県	2	障害児の地域生活を支えるための訪問看護サービス利用の拡大		訪問看護制度の利用条件を現行の「居室」から「保育所、幼稚園等」まで拡大し、医療的ケアの必要な子どもたちに訪問看護サービスを提供することにより、地域生活を支える	厚生労働省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900300	厚生年金基金の代行部分における免除保険料率の規制の撤廃等	厚生年金保険法 (H6改正法) 附則第35条 厚生年金基金令第36条の4 厚生年金基金規則第32条の11 厚生年金基金令附則第4条 厚生年金保険法第85条の2に規定する責任準備金の相当額の算出方法に関する特例 (厚生労働省告示) ほか	厚生年金基金の免除保険料率や最低責任準備金といった代行部分の仕組みについては、平成12年改正時に、厚生年金本体保険料率の凍結を受けて、凍結中。	b, f		厚生年金基金の代行部分に係る凍結の解除に関し、次期年金改正における課題のひとつとして検討中。なお、これらは、公的年金の財政に影響を与えるものである。		平成16年度までに実施することの可否について改めて検討いただきたい。	b, f	実施の可否も含めて現在検討中。 なお、公的年金制度改正は平成16年に行われることになっており、凍結解除及び凍結解除後の免除保険料率のあり方は、厚生年金本体の保険料率等についての検討を踏まえて検討する必要があるため、時期を前倒しすることはできない。	5035	5035060	(社)信託協会	6	厚生年金基金の代行部分における免除保険料率の規制の撤廃等		・厚生年金基金の代行部分について、免除保険料率 (代行することにより免除される厚生年金の保険料率) について上下限が設けられている。加えて、免除保険料率を算定する際の予定利率は5.5%とされており、また予定利率の引下げや死亡率の改善が行われた場合には、代行部分の給付債務について、受給者等を含め過去の期間に遡って積立不足が生じることになるが、免除保険料率にはこの不足は含まれておらず、厚生年金基金に追加負担が生じる最低責任準備金については、平成11年10月から凍結措置が取られている。 ・免除保険料率について上下限が設けられているが、厚生年金基金毎に個別に設定できるよう、当該制限を撤廃していただきたい。 ・厚生年金基金の代行部分について5.5%とされている予定利率を厚生年金本体の想定運用利回りを加味した利率とするなどにしていただきたい。また、予定利率・死亡率の変更等による財政上の影響は、免除保険料率に反映いただきたい。 ・最低責任準備金について凍結措置を解除願いたい。なお、凍結解除時には凍結期間中に生じた不足分に相当する部分は免除保険料率で手当ていただきたい。	厚生労働省	
z0900310	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計・財政運営の自由度向上	確定給付企業年金法等	キャッシュバランスプランについては、年金給付の下限、指標ともに既に弾力化。 適格退職年金から新DBに移行する場合には、既加入者等については、給付設計について一定の経過措置が設けられている。 厚生年金基金から新DBに事業所が異動した際に権利義務が移転承継できる仕組みにはなっていない。 給付減額の際には、減額対象者 (加入者や受給者) の3分の2以上の同意等が必要。 財政運営の基準については、厚生年金基金と新DBはほぼ共通。	b, c, d		キャッシュバランスプラン等給付設計や財政基準等については、既に、一定の経過措置を設けたり、弾力化を行ったりしている。 ( ) 厚生年金基金から新DBへの権利義務の移転承継など、ポータビリティに関わる問題については、次期年金改正における課題のひとつとして検討中 ( ) 給付減額の手続については、加入者や受給者の受給権保護等を考えると、措置困難。 ( )		要望者は、キャッシュバランスプランに関して給付額に下限を設けない措置、下限を設ける場合の運営の弾力化、再評価指標の拡大等のほか、制度設計の弾力化を求めている。これらについて、検討のうえ、回答されたい。 回答は、厚生年金基金から確定給付企業年金への承継などの場合について、次期年金改正における課題のひとつとして検討するとしており、平成16年度までに実施することの可否について改めて検討いただきたい。 回答は、加入者や受給者の受給権保護等を考慮すると措置困難としているが、要望は給付減額を行って存続するという選択肢が過度に狭められないよう解散手続きとの比較を考慮に入れて緩和を求めているものであり、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討し、示されたい。	b, c, d	5035	5035070	(社)信託協会	7	確定給付企業年金・厚生年金基金における制度設計・財政運営の自由度向上		・キャッシュバランスプランが認められるようになったが、年金給付額に下限がある、選択できる再評価指標が限定されるといった制約があるなど、更なる改善余地がある。新DBでは、適格退職年金や退職一時金において可能な加入資格、給付設計等の要件をそのまま適用することができないことから、円滑な制度移行に支障をきたす可能性がある。制度間の権利義務の移転承継について、厚生年金から新DBに事業所単位の移転承継が認められない等、選択肢が限られており多様な企業再編・事業再構築に対応できないケースがある。給付減額の手続きは、解散手続きよりも厳しい側面があるため、制度の存続に支障をきたす可能性がある。 財政運営の基準について、採用する制度によって異なる扱い、または代行返上といった制度再構築時の積立比率の悪化に柔軟な対応ができないことから、制度の見直しに支障をきたす可能性がある。 ・確定給付企業年金及び厚生年金基金といった確定給付型の企業年金制度の普及促進の観点から、下記のように、制度面等の規制を緩和いただきたい。 ・キャッシュバランスプランについて、給付額に下限を設けない制度の導入、下限を設ける場合の運営の弾力化、再評価指標の拡大など、選択肢を拡充していただきたい。 ・適格退職年金や退職一時金など他の退職給付制度で実施されている設計が導入可能となるよう、制度設計の基準を弾力化していただきたい。 ・制度間の権利義務の移転承継について、厚生年金基金から確定給付企業年金への承継などの場合へ適用範囲を拡大していただきたい。 ・給付減額について、加入者・受給者等の同意手続き、あるいは、受給者等への一時金支給といった要件を、緩和いただきたい。 ・財政運営の基準について、制度や事象に応じ平仄のある適用に配慮いただき、環境に応じた対応が可能となるよう弾力化していただきたい。	厚生労働省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900320	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用拡大	確定給付企業年金法第56条第2項、確定給付企業年金法施行令第36条、確定給付企業年金法施行規則第39条、法人税法施行令附則第16条第1項第9号	適格退職年金契約を解約した場合は、その積立金は、労働者の責任準備金割合等に応じ、労働者本人に分配しなければならない。しかしながら、直ちに確定給付企業年金の掛金として払い込む場合等一定の場合に、事業主に返還することができる。給付企業年金制度においては、通常、過去勤務掛金を複数年分割で償却することとなるが、適格退職年金の分配金相当額を過去勤務掛金に充てるときは、一括で払い込むことができる。	c, d, f		適格退職年金から確定給付企業年金への移行には、権利義務承継による移行を行う方法と、適格退職年金契約を解約した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する方法がある。事業主は前者の方法と後者の方法のどちらを選択することも出来る。前者の場合、包括的に権利義務承継を行うこととなり、現金化は必要とされないが、後者の場合、移行といっても、契約の解約と確定給付企業年金の実施に直接の関係はなく、通常の契約の解約ルールに従って、現金化をした上で、労働者個人ごとの分配金相当額を確定することが必要であり、現行の取扱いを変更することは困難。なお、適格退職年金契約の解約については、税制上の適格要件に関するものである。		要望は制度移行時のコスト削減や市場への影響軽減に寄与する観点から現物移管の実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を更に検討され、示されたい。	c, d, f	・適格退職年金契約を解約した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する方法があるが、適格退職年金契約を解約する場合には、労働者個人ごとの分配金相当額を確定することが必要である。 ・適格退職年金から権利義務承継により確定給付企業年金に移行を行う場合、現金化は必要とされていないところであり、既に選択肢は用意されている。	5035	5035080	(社)信託協会	8	適格退職年金から確定給付企業年金への移行における現物移管の適用拡大		・適年を解除した際の分配金相当額を確定給付企業年金の過去勤務債務に充当する場合において、法人税法施行令により現物移管が認められていない。 ・適格退職年金(適年)から確定給付企業年金(DB)への移行のうち、確定給付企業年金法施行規則別則第13条に定める方法(適年解除 PSL 充当)による移行を行う場合において、現物移管を可能としたい。		厚生労働省
z0900330	船員保険の被保険者資格の見直し	船員保険法第17条、第18条、第19条、船員法第1条(通達)外国人等に派遣される日本人船員の認定について	・船員保険の被保険者は、船員保険法第17条に基づき、船員法第1条に規定する船員とされていることから、原則として日本船舶に乗り組む者が、船員保険の被保険者となる。しかしながら、通達により、やむを得ない事由により一時的に日本船舶を所有できなくなった船舶所有者に雇用されている者であって、一定の条件を満たした者については、地方運輸局長等の認定により、最長2年半の間、特別に船員法上の船員とし、船員保険の被保険者として取り扱っているところである。	b		・次期通常国会に船員派遣事業の制度化等についての法律案を提出すべく検討を進めているところであり、当該要望についてもその中で併せて実現に向けて検討されると承知している。(当該検討の結果により船員保険の被保険者となる。) ・なお、実施時期は、船員派遣事業の制度化等に合わせ平成17年度を予定していると承知している。					5036	5036040	(社)日本船主協会	4	船員保険の被保険者資格の見直し		国土交通省「船員職業紹介等研究会」が取りまとめた「船員労務供給事業及び船員職業紹介事業に係る規制改革のあり方に関する報告(2002年7月15日)」に於いて、常用雇用型船員派遣事業の制度化の方向と、これに伴い、現在禁止されている民間による船員労務供給事業に該当しない形態の整理が必要であるとして、船舶管理契約による管理船舶への配乗は労務供給事業には該当しないとの見解が出された以上、船員法上の船員の範囲について、上記見解に沿って明確化し、船舶管理契約による管理船舶に配乗する船員等について、外国籍船に雇入れられる場合も含め船員保険の被保険者資格を付与する措置を実現する。		国土交通省 厚生労働省
z0900340	『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律第4条第1項	港湾運送業務、建設業務、警備業務及び病院等において行われる医療関連業務以外の業務については、労働者派遣事業を行うことができる。	d	-	労働者派遣事業制度においては、左記の業務に該当しない限り、御指摘の電気工作物保安業務については、労働者派遣事業を禁止していない。					5040	5040030	㈱シーテック	3	『人材派遣業』への電気工作物保安業務の追加		特別高圧(構内17万V、その他10万V未満)で受電する工場等の受電設備「設置者」は、設備の保安管理のため第2種電気主任技術者の選任が規定されている。この業務に対して、『人材派遣』が可能な、規制緩和をお願いしたい。		厚生労働省 経済産業省
z0900350	障害者の雇用率算定方法の見直し	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第11条(H15.10.1より第38条)	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づく障害者雇用率制度においては、事業主に対して一定割合の身体障害者及び知的障害者を雇用することを義務づけている。	c		社会連帯の理念に基づきすべての事業主がそれぞれ一定の障害者を雇用する共同の責任を有しているという制度の基本的な考えから見て、外部委託先の事業者が障害者を雇用していたとしても、それをもって委託元の雇用義務の軽減を認めることは適当ではない。また、全国すべての事業主に対して一定の障害者を雇用する義務を課している制度の基本的な仕組みから見て、一部の地域における事業主についてのみその義務を軽減することは適当ではないことから、特区において対応することも困難である。 なお、地方公共団体における雇用率制度の適用については原則、任命権者を単位としているところ、実態に応じた柔軟な取扱いが可能となるよう、一定の要件の下で任命権者の枠を超えて障害者雇用率制度を適用することができるよう、平成14年度に法改正を行ったところである。		平成14年度の法改正の内容について、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。	c	平成14年度の法改正の内容については、施行通知に加え、特にこの内容について説明した資料を都道府県労働局を通じ地方自治体に既に配布し、周知を図っているところであり、今後も全国会議等の場でその周知の徹底を図っていく。	5043	5043010	鹿児島県国分市	1	障害者の雇用率についての全国規制改革要望について		「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、障害者の雇用率の算定の対象とならない事業所等に、地方公共団体が業務の外部委託をし、委託した業務に障害者である者が携わっていた場合、その者が、委託元(地方公共団体)の障害者の雇用率の算定の対象となるように要望します。		厚生労働省



規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900360	民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃	民生委員法 第6条	民生委員法第6条において民生委員を推薦するに当たっては、「当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者である者」から推薦することとされている。また、市町村の議会の議員の選挙権の要件は、公職選挙法第9条第2項に規定されており、外国籍の者は該当しないものとなっている。	C		民生委員・児童委員 (民生委員は、民生委員法に定められており、同時に児童委員は、児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっている。)は特別職の地方公務員であり、地方公務員の国籍要件については、「公権力の行使を行う公務員となるためには日本国籍を必要とする」こととされている。民生委員・児童委員については、児童委員として児童虐待等の立入調査権に基づく公権力の行使を行うことなどから、民生委員法の規定にかかわらず、日本国籍を必要とする。		貴省の見解は、地方公務員の国籍要件については、「公権力の行使を行う公務員となるためには日本国籍を必要とする」こととされているが、要望は、定住外国人であっても、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者であれば、地域の実情に応じて民生委員として推薦できるよう所要の措置について、改めて検討され、示されたい。	C	I	民生委員・児童委員は特別職の地方公務員であり、民生委員・児童委員の推薦に係る国籍条項の撤廃という要望内容は、地方公務員の国籍要件の問題全般と同様である。したがって、「公権力の行使を行う公務員」である民生委員・児童委員は民生委員法の規定にかかわらず、日本国籍を必要とする。	5045	5045010	神奈川県	1	民生委員の推薦に係る国籍条項の撤廃		民生委員推薦に係る国籍条項について、民生委員を推薦するに当たっては、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する者のうちから行うものと民生委員法第6条に規定されており、定住外国人は推薦することが出来ない状況にある。定住外国人であっても、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある者であれば、地域の実情に応じて民生委員として推薦できるよう所要の措置を講じられたい。	厚生労働省
z0900370	建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録基準における機械器具の基準の撤廃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 12条の2 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第25条第1号、第26条第1号、第27条第1号、第28条第1号、第29条第1号、第30条第1号	建築物衛生法の登録制度は、建築物の衛生水準を確保するため、実際に建築物衛生関係の業務を行う事業者につき、衛生管理上、一定の基準をクリアしていることを都道府県において公的に確認する制度である。登録基準としては、事業に必要な機械・器具の有無 (物的要件) や事業に従事する者に係る一定の資格の有無 (人的要件) 等が設けられている。	C	I	登録基準の一つである物的要件は、それぞれの業種ごとに、その営業の実態、技術水準等を考慮しつつ、業務を実施する上で必要のないものを設定していると認識しており、個々の業者については、衛生管理上の一定基準をクリアしていることを公的に確認するためには、登録制度上必要不可欠な要件と考えている。なお、この登録制度は、いわゆる名称独占制度であり、業務の執行に当たって、登録が強制されているものではない。		要望者は、清掃等を行う事業者について設けられた登録に係る機械器具保有に関する基準について、不要として撤廃を求めており、それが不可欠であることの合理的論拠を含め、改めて検討いただきたい。	C	I	清掃等の作業については、長期の契約が多く、事後に当該役務の評価を客観的に行うことが困難である。そのため、物的要件は、人的要件と併せ、あらかじめ各事業者がどのような機械器具を保有しているかを確認することによって、当該事業者が一定の衛生水準を満たす能力を有するかどうかを判断し、特定建築物維持管理権原者の事業者選択の便宜を図っているものである。したがって、法律に規定する物的要件を撤廃することは困難である。 また、物的要件となる機械器具については、各登録業種ごとの営業の実態、技術水準等を踏まえて、業務を実施する上で必要性が高く、合理的で無理のないものを各登録業種ごとに2個から7個定めているものである。 さらに、都道府県知事は当該登録に係る機械器具の審査に際し、その名称に固執することなく、定められている機械器具と同程度の性能を有しているかどうか等の考え方に基づき、一定の裁量をもって判断し得るものと解している。	5050	5050030	富山県	3	建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録基準のうち、省令で定めている機械器具の基準を撤廃する。		建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録申請に際して、物的要件として省令で定めている機械器具の基準を撤廃する。	厚生労働省
z0900380	フォークリフトの特定自主検査期間の延長	労働安全衛生法第45条、労働安全衛生規則第151条の21及び第151条の24	労働安全衛生法令においては、一定の危険又は有害な業務に関わる機械等について、定期に自主検査を行うことが義務づけられている。このうち、特に検査が技術的に難しく、また一度事故が発生すると重篤な災害をもたらすおそれのある機械等については、特定自主検査として、必要な研修を受けた労働者自ら又は検査業者が検査を行うこととされている。フォークリフトについては、一ヶ月ごとに一回、定期に自主検査を行うとともに、一年ごとに一回、定期に特定自主検査を行うことが義務付けられている。 また、これら自主検査の適正かつ有効な実施を図るため、当該検査の項目、方法、判定基準を定めた自主検査指針が公示されている。	C		フォークリフトについては、重量物の積み卸し、横移動等の荷役作業が頻りに繰り返されるため、制動装置及び走行装置等を含めて過酷な使用状況にあること、年次の検査では、制動装置、油圧装置等に重大な不良箇所が発見されることが多く、検査実施車両のほとんどで部品交換等の修理を必要としていることから、当該機械による労働災害を防止するためには、1年ごとに詳細な検査 (専門的知識・技能を有する検査者による分解検査) を行う必要がある。 なお、作業開始前の検査や月次の検査は外観検査を基本としており、専門的検査機器を必要とせず、また、検査者に対し専門的な知識を要件としているものではない。		8トン未満の貨物自動車に係る車検の間隔は新車登録時は2年、以降各1年というようになっており、特定自主検査の間隔をこれに合わせることに可否について検討されたい。	C		貨物自動車の車検は国による第三者検査であるが、フォークリフトの特定自主検査は、原則として事業者による自主検査 (自己確認) であり、事業場内に資格者がいない場合にのみ検査業者に検査依頼するもので、フォークリフトの特定自主検査制度は、貨物自動車の車検制度に比べて自己確認等が大幅に取り入れられた制度である。従って、両者の制度を単純に比較するのは適当でない。 また、フォークリフトについては、重量物の積み卸し、横移動、旋回等の荷役作業が頻りに繰り返されるため、制動装置及び走行装置等を含めて荷の運搬をする単一機能の貨物自動車に比べ過酷な使用状況にあることから、検査の間隔を貨物自動車のそれと合わせることは適当でない。また、年次の検査では、制動装置、油圧装置等に重大な不良箇所が発見されることが多く、検査実施車両のほとんどで部品交換等の修理を必要としていることから、当該機械による労働災害を防止するためには、1年ごとに詳細な検査 (専門的知識・技能を有する検査者による分解検査) を行う必要がある。	5057	5057110	(社)全日本トラック協会	11	フォークリフトの特定自主検査期間の延長		フォークリフトの特定自主検査期間の延長	厚生労働省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
z0900390	障害者雇用に係る「除外率」の見直し	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第14条(H15.10.1より第43条)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第6条	障害者の雇用については、全ての事業主が一定割合の身体障害者又は知的障害者(以下「障害者」という。)を雇用する義務を負うべきところ、障害者が就業することが困難であると認められる職種の労働者が相当の割合を占める業種については除外率を設定し、事業主が雇用しなければならない法定雇用労働者数を算定する際の基礎となる常用雇用労働者の計算に当たり、その労働者数から除外率に相当する労働者を控除することで雇用義務を軽減している。また、障害者雇用納付金制度においては、障害者雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る目的で雇用率未達成企業から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金を支給しているが、現在、この納付金の算定に当たり、暫定的に除外率を適用しているところである。	C		<p>現行の除外率制度は、昭和51年の障害者雇用の義務化及び納付金制度の創設に際し、当時、身体障害者が就業することが困難と考えられた職種(除外労働者)に相当する者が、民間事業者にどれだけのかを調査して設定されたものであり、「道路貨物運送業」と「道路旅客運送業」との違いもこの調査に基づくものである。この除外率制度については、ノーマライゼーションの理念から見て問題があること、職場環境の整備等が進んでいる実態と合わなくなっていること等から、平成14年5月に公布された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成14年法律第35号)」により廃止に向けて段階的に縮小することとされ、平成16年4月1日よりその第1段階として全業種一律10%ずつ引き下げることとされていることから、「除外率」の引上げは困難である。</p> <p>また、除外率の見直しの理由であるノーマライゼーションの観点から見て問題があること等への対応は全国一律で行われるべきものであり、社会連帯の理念に基づき全国すべての事業主に対して一定の障害者を雇用する義務を課している制度の基本的な考え方から見ると、一部の地域における事業主についてのみその義務を軽減することは適当ではないことから、特区において対応することも困難である。</p>				5057	5057120	(社)全日本トラック協会	12	障害者雇用に係る「除外率」の見直し		障害者雇用に係る「除外率」の引上げ		厚生労働省	
z0900400	フレックスタイム制における1ヶ月の法定労働時間の算定方法の見直し	労働基準法第32条の3、昭和63年1月1日基発第1号、平成11年3月31日基発第168号、平成9年3月31日基発第228号	<p>フレックスタイム制における法定労働時間の総枠は「週の法定労働時間×清算期間における暦日数÷7」とされるが、清算期間を1か月とする労使協定の締結、毎週必ず2日以上休日を付与、当該清算期間の29日目を起算日とする1週間(特定期間)における労働日ごとの実労働時間の和が40時間を超えないこと、清算期間における労働日ごとの労働時間がおおむね一定であること、の要件を満たす場合、労働基準法第32条の3に規定する「清算期間として定められた期間を平均」した1週間当たりの労働時間については、「(清算期間における最初の4週間+特定期間における労働時間)÷5」として差し支えないこととしている。</p>	C		<p>変形労働時間制はその対象期間の労働日ごとの労働時間が特定される制度であるのに対し、フレックスタイム制は労働日ごとの労働時間は労働者の始業時刻及び終業時刻の決定により変動する制度である。</p> <p>実質的に1年単位の変形労働時間制が実現されており、かつ、清算期間を1か月とするフレックスタイム制を導入している場合であっても、清算期間における曜日の巡り及び労働日の設定によっては、清算期間における法定労働時間の総枠を超えることとなる場合がある。そのうち、1か月間のうち4週間を超える端数部分を含めても週40時間以下となっている限りにおいては、1か月間の法定労働時間(1か月間が31日の場合は177.1時間、30日の場合は171.4時間)を超えた部分も時間外労働として取り扱うものではないとしているところである(平成9年3月31日基発第228号)。</p> <p>しかし、暦日の巡り等以外の理由によって、例えば月末に労働時間が集中し、法定労働時間の総枠を超えた場合には、労働基準法の原則である1週40時間、1日8時間労働制との均衡上、このような場合まで時間外労働として取り扱わないとすることはできない。</p> <p>従って、提出意見のような取扱いを行うことは、1か月以内の清算期間を基礎にフレックスタイム制の導入を認めた法の趣旨に反するため、不可能である。</p>		回答では、1ヶ月以内の清算期間を基礎としてフレックスタイム制の導入を認めたことであるが、要望者は平成9年3月31日基発第228号の要件を緩和することを求めており、当該通達における要件緩和の検討の可否について検討されたい。	C	当該通達は、清算期間を1か月とするフレックスタイム制を導入している場合であっても、清算期間における曜日の巡り及び労働日の設定によっては、清算期間における法定労働時間の総枠を超えることとなる場合があり、そのうち、1か月間のうち4週間を超える端数部分を含めても週40時間以下となっている限りにおいては、1か月間の法定労働時間(1か月間が31日の場合は177.1時間、30日の場合は171.4時間)を超えた部分も時間外労働として取り扱うものではないとしているところであるが、こうした通達の要件を緩和することは、暦日の巡り等以外の理由によって、例えば月末に労働時間が集中し、法定労働時間の総枠を超えた場合についても時間外労働として取り扱わないとするものであり、不適当なものである。	5073	5073050	(社)日本自動車工業会	5	フレックスタイム制における1ヶ月の法定労働時間		所定労働時間を基軸として時間外労働の認定を行う考え方に基づき、通達「平成9年3月31日基発第228号」の4つの要件を緩和し、完全週休2日制を実施しており、年間で見て週40時間制を満たしていれば、法定労働時間の総枠の考え方を、「1日の所定労働時間(8時間)×清算期間の所定労働日数」とすることを認めるよう要望する。		厚生労働省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900410	技能検定の受験資格要件の緩和	職業能力開発促進法第45条 職業能力開発促進法施行規則第64条から第64条の7	技能検定を受検できる者として、準則訓練を修了した者、一定の期間の実務経験を有する者、これらに準ずる者を法令により規定しているところである。	a		近年の技術の進展に伴い、技能の質、内容に変化が生じていること、一定の技能を習得するまでの期間が全体的に短縮傾向にあること等を踏まえ、受験資格について実務経験年数を短縮することを検討しており、速くとも平成16年度中に措置することとする。		速やかに実施いただくとともに、実施時期について具体的に示されたい。	a	近年の技術の進展に伴い、技能の質、内容に変化が生じていること、一定の技能を習得するまでの期間が全体的に短縮傾向にあること等を踏まえ、受験資格について実務経験年数を短縮することを検討しており、平成15年度中に結論を得て、平成16年度に措置することとする。	5076	5076010	愛知県	1	技能検定の受験資格の要件を緩和し、技能検定制度の普及を図る。			技能検定を受検するに当たっては受験資格が定められており、等級ごとに実務経験、職業訓練の終了等の条件が定められている。可能な職種について、必要とする実務経験年数の短縮を図っていただきたい。	厚生労働省
z0900420	生活保護における住宅扶助規定の見直し	生活保護法第10条	生活保護の適用は世帯を単位として行うことが原則とされており、この場合の「世帯」とは基本的に同一の住居かどうか、及び生計が同一かどうかにより判断することとしている。	d	-	御要望の趣旨は、他人である4人を一軒家の中の個室にそれぞれ入居させて、別世帯として生活保護を適用することが可能となるようにすべきで、そのために、生活保護法の「世帯単位の原則」を改正すべきということだと思われる。しかしながら、生活保護法の「世帯単位の原則」にいう「世帯」とは、基本的に、同一の住居かどうか、及び生計が同一かどうかにより判断するものである。したがって、御要望の件については、他人である4人それぞれの生計が別であれば、現在の生活保護法の「世帯単位の原則」を前提としても、4人を別世帯として生活保護を適用することは可能である。		各地方自治体での判断をできるだけ統一し、解釈を徹底するため、ガイドライン、通知等により、いっそうの周知を図ることについて、具体的に検討され、示されたい。	d	生活保護制度における「世帯」の認定に当たっては、同一の住居かどうか、及び生計が同一かどうかによって判断する取扱いを、既に「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発第123号厚生事務次官通知)により、各自治体に対してお示ししているところである。	5085	5085010	(財)成研会	1	役所独自の福祉行政を国民視点に変換する。担当係設置を要望			調整する部署が無い為に閉塞国家となっている現状を打破出来るような方法を要望する。内閣府の民主党もオーストラリア対策に暖かい手をと法律も作られた。しかし、都、道、府、県の福祉部、別添の資料のごときは、弁護士の見解も取り入れる事もなく市の福祉部の決定をくつがえすものは何も無い。その為私の属する大阪府下の精神科救急収容率第一位の汐の宮温泉病院の障害者は専門的アテナーを受ける機会を阻害されている現状である。	厚生労働省
z0900430	指定訪問介護事業者の指定要件の介護福祉士(常勤)の設置緩和	(1)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第5条第2項、第40条第2項、第40条第3項 (2)指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年9月17日老企第25号)第7号第159条第2項	指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であって専ら指定訪問介護の職務に従事するものうち事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。サービス提供責任者については、次のいずれかに該当する常勤の職員から選任するものとされている。 イ 介護福祉士 ロ 訪問介護員1級課程の研修を修了した者 ハ 訪問介護員2級課程の研修を修了した者 ニ サービス提供責任者として、3年以上介護等の業務に従事したものである。また、基準該当訪問介護事業者のサービス提供責任者については、常勤である必要はない。したがって、現行制度下で対応可能である。	d	-	指定訪問介護事業者のサービス提供責任者については、イ 介護福祉士 ロ 訪問介護員1級課程の研修を修了した者 ハ 訪問介護員2級課程の研修を修了した者 ニ サービス提供責任者として、3年以上介護等の業務に従事したものである。また、基準該当訪問介護事業者のサービス提供責任者については、常勤である必要はない。したがって、現行制度下で対応可能である。		・回答では基準該当訪問介護事業者のサービス提供責任者については常勤である必要がなく、要望された事項は当該事業者となることにより実施可能とご記載が、解釈の徹底の観点から、基準該当訪問介護事業者に置かれるサービス提供責任者が非常勤である場合の勤務時間の考え方について、通達により市町村に周知することを更に検討されたい。	d	・回答では、基準該当訪問介護事業所におけるサービス提供責任者については、通達により、「常勤である必要はないが、指定訪問介護における配置に準じて配置することが望ましい」と明記されている。	5087	5087010	誠道地区社会福祉協議会	1	指定居宅サービス事業者の指定要件の介護福祉士(常勤)の設置緩和			指定居宅サービス事業者の指定申請で、訪問介護員の内、介護福祉士(当該事務所に常勤を条件としている)を条件にしている。同一小学校区の施設職員(当該事務所とは100メートル以内であり、相談は施設で職員が担当する)でも兼ねられるように緩和して欲しい。認可条件に介護福祉士(サービス提供者として常勤が条件)の勤務を施設職員の兼務(施設との委託契約は必要)でも可能と条件を緩和して欲しい。	厚生労働省
z0900440	グループホームの設置基準の緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第159条第2項	痴呆性高齢者グループホームの共同生活住居(以下、「ユニット」という。)の入居定員は、5人以上9人以下としている。	c		痴呆性高齢者グループホームとは、痴呆性高齢者が共同生活を送る中で、一人一人の潜在能力を活かしつつ生活を送ることができるよう支援を行うサービス類型である。痴呆性高齢者に対するケアについては、介護職員はコミュニケーション能力をはじめとする高い介護技術が求められる。また、常に入居者のそばにいて、痴呆の症状に対応した個別のケアを行うとともに、入居者が家庭的な雰囲気の下、社会的関係を築くことができるよう支援を行わなければならない。更に、夜間においても、徘徊や排せつに対する対応など、必要なケアを行うことができる職員の体制を整えておかなければならない。「3建1ユニットにし、食事・夕は家で、昼はセンターが担当にする。当直はどの家かに泊まり、緊急の時は電話で対応することにする。」といった提案は、こうしたグループホームの性格と相容れないものである。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) なお、ユニットの規模は入居者の死亡や退去があった場合にも、グループとしての継続性(入居者がなじみの人間関係を保ちながら、共同生活を送ること)を保ちながら生活できる程度のものである。したがって、1ユニットの規模を「3人以上」とすることは、不適当である。		グループホームとは、一つの生活空間(玄関、廊下、居間、台所、食堂、浴室、トイレなど)を共用し、その中で共に、食事、団らん、家事などの日常生活を送ることを通じて、痴呆性高齢者の潜在能力を引き出すものである。したがって、3つの別々の建物を1つのユニットとして取り扱うことには問題があり、適当でない。 なお、グループホームは、痴呆性高齢者に居住サービスを提供するものであるが、今後のサービス体系としては、「通い」「訪問」「泊まり」「入居」といったサービスが、高齢者の心身の状況の変化に対応して切れ目なく提供されるようにすることが求められており、今後の介護保険制度全般にわたる見直しの中で、こうした小規模・多機能サービス拠点について検討していきたいと考えている。	c	・回答では、要望内容はグループホームの性格と相容れず、またグループとしての継続性を保つ観点から1ユニットの規模を3人以上とすることは不適当とされているが、要望の趣旨は空き家の改良等による活用により定員3名程度の施設を3建で1ユニットとしたいというものである。近接する建物を使用する場合など一定の条件のもとグループの継続性を担保する代替措置を講ずれば実施可能と考えるが、この点を踏まえ改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。			現在の定員は9人であり、専用の施設を作るか大きな家が必要である。しかし、街中の便利なところは該当する施設はない。定員を4・5人に緩和すれば、空き家になっている普通の家でも少し改良すれば利用でき、事業者にとっても利用者にとっても得であり、国の経費も少なくなる。夜間の勤務は借家に入っている独居定年者であったら、本人も家賃が不要かつ仲間もでき心強い。3人以上とし、3建で1ユニットにし、食事は朝・夕は家で、昼はセンターが担当にする。当直はどの家かに泊まり、緊急の時は電話で対応することにする。	厚生労働省				

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900450	痴呆高齢者グループホームへの介護保険等の住所地特例の適用	国民健康保険法第16条	・住所地特例制度は、法に規定する施設について、市町村を超えて転入する場合において、転出後においても転入前の市町村を保険者とする制度である。	c	I	GHについては、施設ではなく、少数で共同生活を営む住居であり、GH所在市町村が費用負担を行うことが基本であると考えている。 介護保険制度における住所地特例制度については、介護施設は一定の広域的な利用が想定されており、施設所在地に要介護者が集中するため、施設のある市町村の介護保険財政に影響を及ぼすことへの配慮 ・旧措置時代には、特別養護老人ホームに入所させるのは市町村の権限であり、決定者である措置市町村が費用負担する仕組みとなっていたため、施設の所在地にかかわらず費用負担していたという経緯 などを踏まえ、施設入所者についての特例として入所前に住所があった市町村が費用負担する仕組みとして設けられたものである。 (以下「その他」欄に続く)	(「措置の概要」欄より続く) また、地域住民の相互扶助により成り立つ国民健康保険においても、原則、住所地主義を採用しているが、特別養護老人ホームや病院等の施設が集中する市町村においては、その国民健康保険財政が圧迫されることから、これらの施設に入所している者については、住所地特例の対象としている。 いずれにしても、住所地特例制度そのもののあり方については、上記のような経緯も踏まえ、介護保険制度施行後5年の見直しの議論の中で検討すべき問題であると考えている。	・回答では住所地特例制度そのもののあり方について、介護保険制度施行後5年の見直しの議論の中で検討すべき問題と考えているとのことだが、検討の時期とその方向性について具体的に示されたい。	c	I	検討のスケジュールについては、社会保障審議会介護保険部会における検討が本年5月より開始されており、9月までの間は、介護保険の施行状況に関する検証を行い、論点整理を行ったのち、10月以降、これに基づいて順次議論し、年末までに論点項目についての議論を一巡することとなっている。いずれにしても、住所地特例制度を拡大することについては、一次回答において述べているような経緯も踏まえ、上記の見直しの議論の中で慎重に検討されるべき問題であると考えている。	5089	5089010	千葉県	1	痴呆高齢者グループホームに介護保険等の住所地特例を適用	千葉県では、誰もが住み慣れた地域で生活できるよう痴呆性高齢者グループホーム（以下「GH」という。）の設置促進を図っている。そこで、GHの設置促進のためGHに介護施設と同様の住所地特例を適用すること。	厚生労働省	
z0900460	国民健康保険税(料)賦課に係る連帯納税義務の特例の導入	国民健康保険法第76条	・国民健康保険の保険料(税)の納付(税)義務者は世帯主としている。	c	I	・世帯主は、主として世帯の生計を維持する者であって、その世帯を代表する者として社会通念上妥当と認められる者であると解されている。御要望の世帯主以外の被保険者にまで納付(税)義務を負わせることは、生計を維持する能力のない者にまで納付(税)義務を負わせることとなるから適当ではない。なお、世帯主以外の者が生計を維持していると認められる場合には、世帯主変更の勧奨を促すべきものと考えている。		要望では、被保険者たる世帯員が所得等を有する場合における滞納に対し適切な処分を行うことができないことを問題としているものである。要望にあるとおり、介護保険のような連帯納税制度を導入できない理由を具体的に明示されたい。	b		・国民健康保険においては、被保険者に無収入者や未成年者が多く含まれているため、保険者に対する義務(保険料納付義務、届出義務等)を被保険者全体に負わせるのは適当ではないという考えから、便宜上、当該義務を世帯主に負わせている。また、義務を課すかわりに、保険者に対する権利である高額療養費等の支給の申請等についても、世帯主に認めている。 ・本来、世帯主以外の者が生計を維持していると認められる場合には、世帯主変更の勧奨を促すべきものであるが、現状に鑑みると世帯主以外に資産を有する等納付義務を負うにふさわしい者が存在する場合もあり得ること等から、これらの者に対して納付義務を課し、併せて種々の権利を認めるか否かについて、検討を行う。但し、当該事項は国民健康保険法上の世帯主、ひいては世帯の在り方そのものに関わる事項であることから今後の国民健康保険の在り方の見直しの中で検討していく必要があると考えている。	5090	5090030	千葉県野田市	3	国民健康保険税(料)賦課に係る連帯納税義務の特例	国民健康保険税(料)の算定にあたっては、被保険者である世帯員の所得、資産も算定の基礎に加えられるが、納税(付)義務者は、世帯主のみとなっている。国民健康保険税(料)の納税(付)義務に連帯納税(付)義務を導入し、被保険者である世帯員の内、一定の者(例えば、18歳以上の被保険者)に連帯納税義務を負わせる措置を講じることにより、適切な徴収が行えるようにする。	厚生労働省 総務省	
z0900470	一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合の業務兼任等の容認	労働者派遣事業関係業務取扱要領第4条 一般労働者派遣事業 1 許可手続 (6) 許可要件 - 許可基準	一般労働者派遣事業と民間職業紹介事業を兼業する場合の許可要件として、派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、両事業に直接たずさわる職員が両事業の業務を兼任するものではないこと等組織が明確に区分されていることが必要である。 なお、過去3年間、労働者派遣法に違反する行為を行うことなく労働者派遣事業を行ってきた事業所又は職業安定法に違反することなく職業紹介事業を行ってきた事業所が、労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合については、平成16年12月1日までの間は、上記の要件を満たしていなくても差し支えないこととなっている。	b		一般労働者派遣事業と民間職業紹介事業を兼業する場合の許可要件として、派遣元責任者と紹介責任者が同一の者ではないこと、両事業に直接たずさわる職員が両事業の業務を兼任するものではないこととされている要件の在り方については、規制改革推進3か年計画(再改定)を踏まえ、平成15年度中に検討を開始し、平成16年11月末までに結論を得ることとなっている。		結論の前倒しの可否を検討し、示されたい。	b	本年秋から検討を開始し、できるだけ速やかに結論を得ることとした。	5091	5091010	東京都足立区	1	一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する場合の業務兼任等の容認	一般労働者派遣事業と職業紹介事業を兼業する事業所に属する職員が、派遣元責任者と紹介責任者を兼任できるよう要望する。	厚生労働省		

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)

(再検討要請欄)

(再回答欄)

(要望事項欄)

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900480	外国人労働者の規制緩和	最低賃金法第16条、労働基準法第3条	最低賃金制は、最低賃金に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。最低賃金額は、一定の地域や産業によって定められ、日本国内で働く労働者の国籍に関係なく適用されるものである。	C		最低賃金制は、最低賃金に基づき国が賃金の最低基準を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。最低賃金額は、一定の地域や産業によって定められ、日本国内で働く労働者の国籍に関係なく適用されるものである。 最低賃金の適用に関して、労働者の国籍を理由として差別的取扱をすることは、労働基準法第3条(「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。」)に反し、認められない。						5093	5093010	大島哲也	1	外国人労働特区			法務省 厚生労働省
z0900490	国庫補助金等の交付事務等の運用改善		補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条第2項に基づき補助金等の申請が到達してから交付の決定までに通常要すべき標準的な期間を定め、これを公表する。	d		補助金等の交付に当たっては、交付申請書の審査により慎重かつ総合的に判断している。補助金交付要綱等に定められている交付決定までの標準的な期間については、各補助金等の審査等に実質必要な期間を勘案し定めているが、各補助事業者に早期に交付できるよう、各補助金において、申請書類の簡素化等により、交付要綱の早期発行、交付決定の早期化を図っており、今後とも交付決定時期の早期化には努めてまいります。		要望内容は、補助対象の適否が不明な状況で民間事業者が事業を行わなければならないリスクを少しでも回避すべく、補助金交付要綱等に定められた交付決定までの標準期間を短くできないかというものである。この点を踏まえ、提出書類・手続きを簡素化するなどにより、補助金交付要綱等に定められている交付決定までの標準期間を短縮することについて、改めて検討され、示されたい。 上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	d		鳥取県	3	国庫補助金等の交付事務等の運用改善	補助金交付要綱等に定められている交付決定までの標準的な期間の短縮、及び実質的な交付決定時期を早期に行うこと	厚生労働省 文部科学省 総務省				
z0900500	調剤薬局専門薬局の許可条件の緩和		・ 医薬分業の趣旨は、薬の専門家である薬局薬剤師が、医師の処方せんに基づき服薬指導を行うこと 患者の薬歴管理を通じて複数の医療機関からの薬剤の重複投与や飲み合わせによる副作用を防ぐこと など、患者による薬の適正な使用を促進することである。 ・ このような医薬分業の趣旨を踏まえ、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年4月厚生省令第16号)第2条の3においては、保険薬局が、保険医療機関と一体的な構造とし、又は保険医療機関と一体的な経営を行うこと 保険医療機関又は保険医に対し、患者に対して特定の保険薬局において調剤を受けるべき旨の指示等を行うことと対償として、金品その他の財産上の利益を供与することを禁止しているところである。	e	-	・ 「調剤薬局の取扱いについて」(昭和57年5月27日薬発506号・保発第34号通知)、「調剤薬局の取扱いについて」(昭和57年5月27日薬企第25号・保険発第44号通知)においては、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年4月厚生省令第16号)第2条の3を受けて、調剤薬局の適正な設置及び運営を確保するための留意事項を定めているが、保険医療機関と同一の建物又は敷地にある調剤薬局に対して保険薬局の指定を行うことを一律に否定するものではなく、その調剤薬局が構造的、機能的、経済的に医療機関から独立しているか否かを総合的に判断している。		回答では事実誤認とされており、調剤薬局に対して保険薬局の指定を行うことを一律に否定するものではないとされているが、解釈徹底の観点から、通達・ガイドライン等により、一層の周知を図ることについて具体的に検討され、示されたい。 上記を踏まえ、新たな対応策が必要である場合は、実施時期について、その時期となる理由も含めて具体的に示されたい。	e	-	東京都稲城市	1	調剤薬局専門薬局の許可条件を緩和する	先進国と同等の医薬分業を早期に確立し、患者サービスに寄与するため、医療機関敷地内に調剤薬局の設置を認めることを要望する。現状では調剤薬局は医療機関と同一の建物又は敷地内には後記通知によって保険薬局の指定を行わないとしている。	厚生労働省				

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

（回答欄）

（再検討要請欄）

（再回答欄）

（要望事項欄）

管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要（対応策）	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項（事項名）	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900510	保育所制度における規制緩和	児童福祉法	保育所は、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とする施設である。	d、f	保育の実施については、保育の質を確保するという観点から、児童福祉施設最低基準に沿った認可保育所におけるものが基本であると考えている。 認可外保育施設については、平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所に移行するための支援事業や設置主体制限の撤廃、定員規模の引き上げ（30人・20人）などの様々な認可要件に係る規制緩和措置を通じて認可保育所への移行を推進しているところである。 なお、地方単独事業は、自治体の判断により行えるところ。 認証保育所に対して補助を実施することは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。			・要望内容は、利便性の良い市街地での保育所整備や柔軟なサービス提供のために、現行の児童福祉施設最低基準と比較し更に緩い施設基準や保育士数の基準を採用するとともに、企業の経営感覚の発揮を可能とした東京都の「認証保育所制度」を新たな保育所制度として認めるよう求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	d、f	保育の実施については、保育の質を確保するという観点から、児童福祉施設最低基準に沿った認可保育所におけるものが基本であると考えている。 認可外保育施設については、平成14年度から実施している認可外保育施設が認可保育所に移行するための支援事業や設置主体制限の撤廃、定員規模の引き上げ（30人・20人）などの様々な認可要件に係る規制緩和措置を通じて認可保育所への移行を推進しているところである。 なお、地方単独事業は、自治体の判断により行えるところ。 認証保育所に対して補助を実施することは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。	5100	5100010	東京都	1	保育所制度における規制緩和		大都市住民のニーズに即した新たな保育所として、都が創設した認証保育所を制度的に認めること	厚生労働省	
z0900520	保育所制度（社会福祉法人以外の設置主体への施設整備費補助）における規制緩和	憲法第89条、児童福祉法第56条の第2項	福祉分野において、民間の者については、社会福祉法人のみに施設整備費補助が行われるなど公的助成の在り方が異なっているところ。 社会福祉法人に関しては、支援及び規制・監督を一体的に行い、質の高いサービスの継続的・安定的な提供を確保するための仕組みが制度に組み込まれている。 一方、民間企業は、自由な経済活動を行い、利益を確保し、配当することを目的としており、社会福祉法人に対して課している制約の趣旨を踏まえた規制を課することはできない。 このため、サービス提供主体への一体的な支援、規制・監督の必要性の観点から、社会福祉法人のみを補助の対象としているところであり、株式会社については、財政援助のみ社会福祉法人と同様のものとするとはできない。 なお、本提案は、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。	f	福祉分野において、民間の者については、社会福祉法人のみに施設整備費補助が行われるなど公的助成の在り方が異なっているところ。 社会福祉法人に関しては、支援及び規制・監督を一体的に行い、質の高いサービスの継続的・安定的な提供を確保するための仕組みが制度に組み込まれている。 一方、民間企業は、自由な経済活動を行い、利益を確保し、配当することを目的としており、社会福祉法人に対して課している制約の趣旨を踏まえた規制を課することはできない。 このため、サービス提供主体への一体的な支援、規制・監督の必要性の観点から、社会福祉法人のみを補助の対象としているところであり、株式会社については、財政援助のみ社会福祉法人と同様のものとするとはできない。 なお、本提案は、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。			・回答では、本提案を従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものとされているが、要望内容は当該補助制度の運用に関し競争促進によるサービス向上の観点から、社会福祉法人と民間企業とのイコールフットING実現を求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	f	福祉分野において、民間の者については、社会福祉法人のみに施設整備費補助が行われるなど公的助成の在り方が異なっているところ。 社会福祉法人に関しては、支援及び規制・監督を一体的に行い、質の高いサービスの継続的・安定的な提供を確保するための仕組みが制度に組み込まれている。 一方、民間企業は、自由な経済活動を行い、利益を確保し、配当することを目的としており、社会福祉法人に対して課している制約の趣旨を踏まえた規制を課することはできない。 このため、サービス提供主体への一体的な支援、規制・監督の必要性の観点から、社会福祉法人のみを補助の対象としているところであり、株式会社については、財政援助のみ社会福祉法人と同様のものとするとはできない。 なお、本提案は、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。	5100	5100022	東京都	2.2	保育所制度における規制緩和		現行の認可保育所制度について、多様な事業者の参入を促し、利用者本位の制度となるよう改革すること ・施設整備について民間事業者も補助対象とすること	厚生労働省	
z0900530	保育所制度（施設基準）における規制緩和	児童福祉法第45条第2項、児童福祉施設最低基準第33条（設備についての基準）、同条第2項（保育士の数についての基準）	保育所に施設基準については、児童福祉施設最低基準によって規定されている。	d、f	保育の実施については、保育の質を確保するという観点から、児童福祉施設最低基準に沿った認可保育所におけるものが基本であると考えている。 利便性の良い市街地での保育所整備については、設置主体制限の撤廃、土地建物の賃貸方式の許容、公設民営の推進など公有財産を活用した保育所の設置、運営の促進等の規制緩和措置を通じて、その推進を図ってきたところ。 保育士については、一定の条件の下で、最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものとしており、これにより、利用児童の多様な保育需要や保育士の多様な勤務形態に係る需要に対して対応しているところである。 また、保育士の配置について、最低基準を上回る人数を配置する際は、保育士資格を有しない者の配置も可能とされているところである。 なお、保育士の配置等に関して補助要件を緩和しさらなる補助を行うことは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。	（「措置の概要」欄より続く） また、保育士の配置については、最低基準を上回る人数を配置する際は、保育士資格を有しない者の配置も可能とされているところである。		・要望内容は、施設基準、職員定数のすべてに保育士資格を求めていることが柔軟なサービス提供を妨げ、利便性の良い市街地での保育所整備が進みにくくして施設基準の緩和、保育士数の基準緩和をそれぞれ求めているものであり、この点についての具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	d、f	保育の実施については、保育の質を確保するという観点から、児童福祉施設最低基準に沿った認可保育所におけるものが基本であると考えている。 利便性の良い市街地での保育所整備については、設置主体制限の撤廃、土地建物の賃貸方式の許容、公設民営の推進など公有財産を活用した保育所の設置、運営の促進等の規制緩和措置を通じて、その推進を図ってきたところ。 保育士については、一定の条件の下で、最低基準上の定数の一部に短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものとしており、これにより、利用児童の多様な保育需要や保育士の多様な勤務形態に係る需要に対して対応しているところである。 また、保育士の配置について、最低基準を上回る人数を配置する際は、保育士資格を有しない者の配置も可能とされているところである。 なお、保育士の配置等に関して補助要件を緩和しさらなる補助を行うことは、従来型の補助制度の創設・拡充を求めるものである。	5100	5100023	東京都	2.3	保育所制度における規制緩和		現行の認可保育所制度について、多様な事業者の参入を促し、利用者本位の制度となるよう改革すること ・保育所設置基準を緩和すること	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900540	痴呆性高齢者グループホームの設置促進を目的とした規制等の緩和	(ユニット数の規制について) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第159条第1項 (工業地域の規制について) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成11年9月19日老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)第12の4の(7)イ	(ユニット数の規制について) 痴呆性高齢者グループホームの事業所における共同生活住居(以下、「ユニット」という。)の数は、1又は2としている。 (工業地域の規制について) 痴呆性高齢者グループホームの設置地域については、都市計画法の用途地域のうち、工業地域及び工業専用地域は認めない。	c	(ユニット数の規制について) (工業地域の規制について)	グループホームは、痴呆性高齢者に居住サービスを提供するものであるが、今後のサービス体系としては、「通い」「訪問」「泊まり」「入居」といったサービスが、高齢者の心身の状況の変化に対応して切れ目なく提供されるようにすることが求められており、今後の介護保険制度全般にわたる見直しの中で、こうした小規模・多機能サービス拠点について検討していきたいと考えている。 なお、ユニット数については、痴呆性高齢者が住み慣れた地域で生活できるようにするため、2ユニットまでとしているところである。 また、立地については、痴呆性高齢者と地域住民との交流を確保する観点から、工業地域への設置は認めないものである。		回答ではユニット数の規制について、痴呆性高齢者が住み慣れた地域で生活できるようにするためとして、一定の条件を付す等代替措置を創設したうえで、再度具体策を検討されたい。	c	(ユニット数の規制について) (工業地域の規制について)	グループホームは、痴呆性高齢者に居住サービスを提供するものであるが、今後のサービス体系としては、「通い」「訪問」「泊まり」「入居」といったサービスが、高齢者の心身の状況の変化に対応して切れ目なく提供されるようにすることが求められており、今後の介護保険制度全般にわたる見直しの中で、こうした小規模・多機能サービス拠点について検討していきたいと考えている。 なお、工業地域は、地方公共団体の長が都市計画法に基づいて、主として工業の利便を増進するため定められた地域であり、グループホームの立地は適当ではない。	5100	5100030	東京都	3	痴呆性高齢者グループホームの設置促進を目的とした規制等の緩和		指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準で定める痴呆性高齢者グループホームのユニット数の規制や、厚生労働省通知で定める工業地域への設置規制を緩和し、地域特性を考慮した柔軟な対応を図る。	厚生労働省
z0900550	介護休業時の社会保険料負担の軽減	健康保険法第159条、厚生年金保険法第81条の2	健康保険制度及び年金保険制度においては、休業期間中も保険料を納付することが基本である。育児休業期間中の保険料免除は少子化対応のための特例措置であり、例えば世代間扶養の仕組みを基本に成り立っている年金制度にとっては将来の年金制度を担う次世代の育成は重要な課題であり、このような観点からみると、介護休業期間は育児休業期間と性格が異なること等から必ずしも同一には論じられない。 なお、育児休業期間中の保険料免除の取扱いと同様の措置を講ずるためには、新たな財源措置が必要となる。	f		健康保険制度及び年金保険制度においては、休業期間中も保険料を納付することが基本である。育児休業期間中の保険料免除は少子化対応のための特例措置であり、例えば世代間扶養の仕組みを基本に成り立っている年金制度にとっては将来の年金制度を担う次世代の育成は重要な課題であり、このような観点からみると、介護休業期間は育児休業期間と性格が異なること等から必ずしも同一には論じられない。 なお、育児休業期間中の保険料免除の取扱いと同様の措置を講ずるためには、新たな財源措置が必要となる。		回答は、年金制度にとって将来の年金制度を担う次世代育成の観点もことから、育児休業期間と介護休業期間とは性格が異なること等から、要請者は健康保険料についても介護期間中に免除することを求めている。 健康保険について育児休業期間と介護休業期間とを区別することの妥当性も含めて、改めて検討いただきたい。	f		健康保険制度及び年金保険制度においては、休業期間中も保険料を納付することが基本である。育児休業期間については、少子化対策という重要な課題に資するため、極めて特例的に保険料を免除しているものであり、育児休業と介護休業ではその取得率も大きく異なること等から、必ずしも同一には論じられない。また、近年の厳しい保険財政の中で保険料を免除する対象を追加することは、結果として他の被保険者への負担の転嫁となる。	5100	5100050	東京都	5	介護休業時の負担軽減		介護休業時の勤務者及び事業主の負担軽減のため、介護休業中の健康保険料、厚生年金保険料を免除すること。	厚生労働省
z0900560	児童施設の調理業務の第三者への委託の容認	児童福祉法最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条、第56条、第61条、第69条、第73条	障害児施設における調理は、施設の職員により行われるものとされているが、特区においては調理業務の外部委託をすることを可能としている。	c		障害児施設における調理業務については、構造改革特別区域において特例措置として外部委託を可能とすることとしており、その実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討する予定である。		回答では構造改革特別区域の特例措置の実施状況を勘案しつつその後の在り方を検討する予定とされているが、要請は、特区特例措置(第1次提案)の対象施設である肢体不自由児施設及び知的障害児通園施設以外の全ての障害児施設においても調理業務の外部委託を可能とするよう求めるものであり、この点について、今後特区において先行的に実施するとされている施設の範囲や特例に係る前提条件並びに実施時期について、具体的に示されたい。	c		当該特例措置は、従来、障害児施設で施設職員によって行われてきた調理について外部委託することを可能としたものであり、その効果、影響等については評価を行う必要があると考え。実施状況について評価することなしに全国展開することは適切でない。 なお、再検討要請にある施設については、既に特区特例措置(第2次提案)で対象としているところである。	5100	5100060	東京都	6	障害児施設の充実		児童施設の調理業務は、成人施設と同様に第三者への委託を認めること。	厚生労働省
z0900580	地方公共団体による職業紹介事業の実施	職業安定法第33条の4第1項	地方公共団体は、当該地方公共団体の住民の福祉の増進、産業経済の発展等に資する施策に関する業務に付帯する業務として無料の職業紹介事業を行う必要があると認めるときは、厚生労働大臣に届け出て、無料の職業紹介事業を行うことができる。	d		雇用就業対策を地方公共団体が自らの施策として行う場合に、当該施策に付帯する無料職業紹介事業を行うことは可能である。		回答では現行制度下でも地方公共団体自らの雇用就業対策に付帯する無料職業紹介事業を行うことは可能である、とのことであるが、通達・ガイドライン等により一層の周知を図ることについて具体的に検討され示されたい。	d		地方公共団体の行う無料職業紹介事業については、本年6月18日に開催された都道府県雇用対策主管課長会議において資料を配付する等、施行に向け、その周知に努めているところであるが、雇用就業対策を地方公共団体が自らの施策として行う場合に、当該施策に付帯する無料職業紹介事業を行うことは可能である旨を含め、制度の趣旨、解釈等について、本年度中に通達等を発出することにより、一層の周知を図ることとした。	5100	5100180	東京都	18	地方公共団体による職業紹介事業の実施に向けた措置		改正される「職業安定法」等が、地方自治体で雇用就業対策を実施していくうえで、必要な職業紹介ができる内容とすること。	厚生労働省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900590	児童館の設置及び運営主体にかかる制限の撤廃	「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日付児童第123号 厚生事務次官通知)	児童館は、「児童館の設置運営について」(平成2年8月7日 厚生省発児第123号 厚生事務次官通知)により、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型に種類が大別されており、小型児童館・児童センターの設置・運営主体は、市町村・民法第34条の規定により設立された法人・社会福祉人とされ、大型児童館は、設置・運営主体が都道府県とされ、運営については、民法第34条の規定により設立された法人・社会福祉法人に委託することができることとされている。	b		平成16年4月を以て児童館の設置及び運営主体については、大型児童館A型の設置を除き、制限を撤廃することとし、一定要件のもとに設置・運営ができる方向で検討する。(大型児童館A型の設置主体については、都道府県内にある小型児童館、児童センターの指導及び連絡調整等の役割を果たす必要があることから、従前どおり、都道府県が設置することとする。)		・回答では大型児童館A型の設置を除き「一定要件のもとに」設置・運営ができる方向で検討するとされているが、要望内容は主体制限の撤廃を求めるものであることから、「一定要件」の内容について更に具体的な対応策を示されたい。	b	設置・運営者に社会福祉事業についての知識経験を有することなどの一定要件について検討することとしている。	5100	5100220	東京都	22	児童館の設置及び運営主体にかかる制限の撤廃	児童館の設置及び運営主体にかかる制限を撤廃すること。		厚生労働省	
z0900600	有期労働契約に係る規制の緩和	労働基準法第14条	第156回通常国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」において、有期労働の契約期間の上限については1年から3年、高度の専門的な知識等を有する者や満60歳以上の者は、その期間の上限については3年から5年へと改正したところである。	C		第156回国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」による有期労働契約の期間の延長は、産業・雇用構造の変化が進んでいる中で、我が国の経済社会の活力を維持・向上させていくために、労働者ひとりひとりが主体的に多様な働き方を選択できる可能性を拡大することを一つの目的としており、要望理由の「現行の法制度は勤労者の働き方・企業の雇い方の選択肢を狭めており、雇用機会、就労機会を損ねている」との指摘に対応するものとする。 一方、今回の改正法では、有期労働契約の期間について原則3年(一定の場合は5年)までの延長としたところであるが、当該改正法に対しては、国会における改正法案の審議過程において、 ・常用労働者が有期労働者へ置き換えられるといった常用代替や、事実上の若年定年制につながるおそれがあるのではないかといった強い懸念が示されたとともに、 ・有期労働契約の上限の延長に伴い、拘束の度合いが強まるため、労働者に退職の自由を認めるべきではないかとの強い意見が出されたところである。 このため、衆議院において、有期労働契約に関する暫定措置として、 ・有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職することができることとする。 との規定を追加する旨の修正がなされたところであり、今回の改正法が施行されていない段階において御要望にお応えすることは困難である。 5年の労働契約の締結が可能な範囲については、法律が「専門的な知識、技術又は経験であって「高度」な専門的な知識等を有する労働者を対象としていることや、衆議院及び参議院の附帯決議において「有期5年の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、自らの労働条件を決めるにあたり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的な知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること」とされていることを踏まえ、今後、労働政策審議会の御意見も聞きながら、これらの趣旨に添った確かな範囲を定めることとしている。		要望者は、当面の措置として5年の労働契約が可能となる労働者の範囲を極力広く設定することを求めており、要望に沿った検討をしていただきたい。	C	第156回国会において平成15年6月27日に成立した「労働基準法の一部を改正する法律」による有期労働契約の期間の延長は、有期労働契約の期間について原則3年(一定の場合は5年)までの延長としたところであるが、原則3年までの延長でさえも、国会における改正法案の審議過程において、 ・常用労働者が有期労働者へ置き換えられるといった常用代替や、事実上の若年定年制につながるおそれがあるのではないかといった強い懸念が示されたとともに、 ・有期労働契約の上限の延長に伴い、拘束の度合いが強まるため、労働者に退職の自由を認めるべきではないかとの強い意見が出されたところである。 このため、衆議院において、有期労働契約に関する暫定措置として、 ・有期労働契約を締結した労働者は、一定の場合を除き、当該労働契約の期間の初日から1年を経過した日以後においては、いつでも退職することができることとするとの規定を追加する旨の修正がなされたところである。また、衆議院及び参議院の附帯決議において「有期5年の対象労働者の範囲については、弁護士、公認会計士など専門的な知識、技術及び経験を有しており、自らの労働条件を決めるにあたり、交渉上、劣位に立つことのない労働者を当該専門的な知識、技術及び経験を必要とする業務に従事させる場合に限定すること」とされているところである。 したがって、有期労働契約原則5年を念頭に置いた当面の措置としての5年の労働契約が可能となる労働者の範囲を極力広く設定するという御要望については、上記のような国会における附帯決議の趣旨に反することとなるため、お応えすることできない。	5102	5102020	(社)日本経済団体連合会	2	有期労働契約に係る規制の緩和	今国会で成立した労働基準法の一部を改正する法律では、現在3年とされている専門職の労働契約期間の上限を5年にするとともに、原則1年の契約期間の上限を3年に延長することとなったところであるが、有期労働契約については、最長5年の契約を誰とでも締結できることを基本とすべきであり、当面は、5年の労働契約が可能となる「専門的な知識、技術又は経験であって高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当する専門的な知識等を有する労働者」の範囲を、極力広く設定すべきである。		厚生労働省	



規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900610	勤労者財産形成制度の見直し(事務代行)	勤労者財産形成促進法第14条の2、同施行令第42条の3、同施行規則第25条の3	中小企業における財形制度の普及促進を図ることを目的として、厚生労働大臣の指定を受けた事業主団体については、その構成員である中小企業事業主の委託を受けて財形事務を代行することができることとしている。	b		財形事務代行の委託及び受託に関する要件緩和等の事務代行制度の改善については、労働政策審議会勤労者生活分科会等においても意見が出されたことを踏まえ、財形制度全般にわたる改善策について検討するため、本年6月6日に、同分科会に基本問題懇談会を立ち上げたところである。今後は、同懇談会の検討結果を踏まえ、財形制度全体の見直しを行うことを予定しており、その中で財形事務代行制度の見直しについても検討してまいりたい。		財形制度全般に関する基本問題懇談会における検討結果を踏まえ、財形事務代行制度の見直しについても検討するとの回答であるが、平成16年度までに実施することの可否について改めて検討いただきたい。	b	(又は)	現行制度の下でも、事業主の管理運営責任を前提として、事業主と財形事務に係る外注先との責任関係を明確にした上で、控除額や払込額の計算等をはじめ一定の財形事務を外注することは可能であると考えている。 近年、分社化等の会社組織の再編が進み、福利厚生事務の外注が一般化している中で、御要望の趣旨を十分踏まえ、財形事務代行団体以外の者に対する財形事務の外注に係るルールを平成16年度中にお示しできるよう、努力してまいりたい。 また、事務代行制度自体の見直しについては、事業主が勤労者の福利厚生のために一定の役割を負うことを前提として構築されている財形制度において、財形事務の処理の面で困難を伴うと考えられる中小企業に対する特別な支援として設けられている事務代行団体制度の意義をはじめ、財形制度が前提としている事業主の果たすべき役割についての総合的な検討を要するため、基本問題懇談会における財形制度全般の改善に係る検討の中で取り扱う必要があると考える。 基本問題懇談会において、財形制度全般に係る見直しについて、中間的な見解を取りまとめたのは、早くとも平成16年夏以降になるものと考えられ、また、事務代行団体の委託及び受託に係る要件の見直しに当たっては、税務当局との調整も必要となることから、関係法令の改正等が必要となった場合に要する時間を考えると、財形事務代行制度の見直しを平成16年度までに実施することは困難である。	5102	5102050	(社)日本経済団体連合会	5	勤労者財産形成制度の見直し(事務代行)		財形事務代行の委託並びに受託に関する要件を緩和すべきである。委託主体については、資本金や雇用勤労者数の要件(資本金3億円、常時雇用する勤労者数が300人等)を外し、全ての企業が財形事務を自由に委託可能とすべきである。また、委託主体については、現行の中小企業団体関連要件を廃止し、約款等において、委託事務の処理を行うことができる旨の定めがあること、委託事務の処理に依る経理と区別し、特別の助定を設けて経理していること、委託事務処理を健全に運営するに足りる経営基盤を有し、安定的にかつ継続して行うものであること、等の要件を満たすものについては、事業主団体ではない法人企業にも財形事務代行の受託を認めるようにすべきである。	厚生労働省
z0900620	勤労者財産形成制度の見直し(年齢制限、据置期間)	勤労者財産形成促進法第6条	財形年金(住宅)貯蓄は、契約締結年齢は55歳未満、据置期間は最後の預入等の日から5年以内、年金払出しは60歳前後の日としている(の条件については、財形年金貯蓄のみ)。	b		財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄の年齢制限及び据置期間の見直しについては、事業主が財形貯蓄の非課税管理を行うこととしている現行制度について、課税管理の観点から、税務当局との間で調整を行い、総合的に検討する必要がある。このため、この問題については、本年6月6日に、労働政策審議会勤労者生活分科会に立ち上げた基本問題懇談会での検討結果を踏まえ、今後、行うことを予定している財形制度全体の見直しの中で、その在り方についても検討を行ってまいりたい。		財形制度全般に関する基本問題懇談会における検討結果を踏まえ、年齢制限、据置期間の問題についても検討するとの回答であるが、平成16年度までに実施することの可否について改めて検討いただきたい。	b	御要望に沿った対応を行うことにより、据置期間中の者が改めて財形年金(住宅)貯蓄に加入することが可能となるが、これは二重に税の特例の恩恵を受けることにつながる可能性があり、慎重な検討が必要である。これを防止するためには、税務当局で別途検討されている「納税者番号制」など、個人ごとに課税管理を行うことができる制度の整備が必要となると考えられる。 まずは、これらの点も含めて、財形制度全般に係る見直しを行う基本問題懇談会において検討する必要があるが、現時点で平成16年度までに実施することを約束するのは困難である。	5102	5102060	(社)日本経済団体連合会	6	勤労者財産形成制度の見直し(年齢制限、据置期間)		財形住宅貯蓄及び財形年金貯蓄の契約時の年齢制限(55歳未満)、および最大据置期間(5年間)を撤廃すべきである。	厚生労働省	
z0900630	社会保険診療報酬支払基金が行った一次審査の結果の開示	社会保険診療報酬支払基金法第14条の5	一次審査の結果は各保険者に送付しているが、社会保険診療報酬支払基金において保険者ごとの査定件数及び査定金額は開示していない。また、査定件数及び査定金額の多い医療機関名の公表はしていない。	c		個々の保険者に係る査定件数や査定金額は、保険者が把握することが可能とされているが、要望内容は、支払基金が行った一次審査の結果全体について保険者等に開示することを求めるものであり、この点についての具体的な問題点はあるのか、対応策を改めて検討し、示されたい。		回答では、保険者に係る査定件数や査定金額は、保険者が把握することが可能とされているが、要望内容は、支払基金が行った一次審査の結果全体について保険者等に開示することを求めるものであり、この点についての具体的な問題点はあるのか、対応策を改めて検討し、示されたい。	c	支払基金においては各制度ごとに審査結果を公表しており、また、各保険者は自らの支払いに係る査定件数・金額をレシートをもとに把握することができる。支払基金の審査に係る情報開示については、個別に、その必要性、事務負担・コスト、審査に及ぼす影響等を考慮し、検討することとした。なお、ご指摘の「一定の周辺情報」の具体的内容にもよるが、医療機関名を公表した場合には、査定される件数・金額が多い医療機関が不正な医療機関との印象を与えることは避けられず、適当ではない。	5102	5102070	(社)日本経済団体連合会	7	社会保険診療報酬支払基金が行った一次審査の結果の開示		社会保険診療報酬支払基金法第14条の5における「医師または歯科医師の業務上の秘密」を患者の個人情報保護の観点からの規制に限定することによって、支払基金が行った一次審査の結果を保険者等に開示するようにすべきである。開示の形態としては、個別の案件について審査結果を開示することに加え、保険者ごとの査定件数、査定額等を開示することが考えられる。併せて、不適切な請求の多い医療機関については、医療機関名を公表すべきである。	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900640	社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化	保険医療機関及び療養取扱機関に係る磁気テープ等を用いた費用の請求に関する取扱いについて(平成14年11月29日保発第11129001号)	・支払基金から保険者に対しては紙レセプトにより送付	b		・レセプトの電子媒体化に関しては電子媒体仕様の在り方、支払基金や保険者のシステム整備や実施体制、情報セキュリティの確保の在り方等の課題を中心に検討する。なお、実施時期についてはこれらの検討を踏まえ判断する。		・回答では、実施時期についてはこれらの検討を踏まえ判断するところだが、平成16年度までに実施されることの可否、具体的な実施時期について改めて検討され、示されたい。	b		実施時期を現段階で明示することはできないが、できる限り早期の実施を目指し検討。	5102	5102081	(社)日本経済団体連合会	8	社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化、レセプトの記載事項の改善		支払基金から保険者へのレセプトの送付形態として、電子媒体によることを可能とし、保険者における事務処理の効率化を可能とすべきである。	厚生労働省
z0900650	レセプト記載事項の改善	療養の給付、老人医療及び公費負担に関する費用の請求に関する省令(昭和51年8月2日厚生省令第36号)	・調剤報酬明細書の様式は、療養の給付、老人医療及び公費負担に関する費用の請求に関する省令に定められている。	c		・レセプトは本来診療報酬を医療機関が請求する際の請求書であって、請求は月単位で行うこととされている。これに記載されている事項を用いて被保険者に対する健康指導等を行うことに支障はないものの、被保険者に対する健康指導等に用いる情報を収集する目的で記載事項を追加することは、レセプトの作成に要する事務量の増加や、請求、審査、支払における過誤を招くおそれがあることなどから、困難である。		・回答では、事務量の増加や、請求、審査、支払における過誤を招く観点から困難であるところだが、レセプトの電子媒体化に適した記載事項を改善することは有効と考えられるが、この点について具体的な対応策を改めて検討し、示されたい。	c	本来、レセプトは医療機関が診療報酬を請求する際の請求書であって、その記載事項については請求事務上必要最低限のものを定めているところであり、これらに加えて記載事項を増やすことは、法律上定められた本来の目的以外の目的のためにかえって規制を強化することになるため不適切である。被保険者に対する健康指導等に用いる情報を収集する目的がある場合等については被保険者の協力の下、個別に医療機関と協議の上で情報を収集するなどの方策をとることが適当と考えている。 なお、「磁気テープ等を用いた請求に関して厚生労働大臣が定める規格及び方式」によって傷病名コード等を定めるなど、レセプトの電子媒体化に適した記載方法の改善を行っているところである。	5102	5102082	(社)日本経済団体連合会	8	社会保険診療報酬支払基金から保険者に対して送付するレセプトの電子媒体化、レセプトの記載事項の改善		併せて、情報開示の充実を図る観点から、レセプトの記載事項について、受診日と傷病名、診療行為がそれぞれ対応するよう改善すべきである。	厚生労働省	
z0900660	任意継続被保険者制度の見直し	健康保険法第3条第4項、第37条、第38条、第165条、健康保険法施行令第49条	・退職した者は、自動的に健康保険の被保険者の資格を失うが、引き続き2年間は、申請により任意継続被保険者となることのできる。この制度は、退職者の保護のため、法定されたものであり、健保組合の選択により廃止できない。また、継続期間や前納割引率は法定されている。	c		・任意継続被保険者制度は、退職者の選択により加入の継続を認める制度である。制度の廃止や被保険者期間、前納時の割引率を被保険者が自由に決められることとするのは、任意継続被保険者制度の趣旨や退職者の保護の観点から問題があり、不適当。		・回答では、退職者の保護の観点から問題があるとされているが、要望にある、健保組合の運営の圧迫の観点、被用者保険本人の自己負担が引き上げられ、退職者への給付を継続する意義は薄れつつあるとする観点を踏まえ、改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。	c	任意継続被保険者制度は、退職者の選択により被用者保険への加入の継続を認める制度である。雇用の流動化等が進む中で制度の存在意義があるものと考えており、健保組合の運営を圧迫することがあるという理由で健保組合が選択できることとするのは、制度の趣旨や退職者保護の観点から適当ではない。また、自己負担割合が統一され意義が薄れたとの指摘については、健保組合では付加給付や保健事業等があることから、引き続き意義があるものと考えている。	5102	5102090	(社)日本経済団体連合会	9	任意継続被保険者制度の見直し		任意継続被保険者制度の維持あるいは廃止を健保組合が選択できるようにすべきである。維持する場合でも、任意継続期間を2年以内で自由に設定できるようにすべきである。さらに、資格取得のために必要な健康保険被保険者期間や前納額から金利分を割り引くか否かについても、健保組合が自由に設定できるようにすべきである。	厚生労働省	
z0900670	調剤報酬明細書の再審査請求の基準撤廃	「処方せんによる調剤に係る診療報酬請求に対する審査の実施について」(昭和63年3月19日保発第23号)	・2000点以上の調剤報酬明細書については、審査支払機関に再審査を申し出ることができる。	c,f		・調剤報酬明細書の再審査は、医療費を適正化する観点から、診療報酬明細書の審査の一環として一定の高額な調剤報酬明細書について保険者が審査支払機関に請求できるものであるが、再審査を請求できる調剤報酬明細書の点数上の基準を下げることは、審査に要する事務量、費用の負担等の問題があることから困難である。		・回答では、事務量、費用負担等の観点から困難であるとされているが、要望内容は、明らかに請求ミスと思われるものであっても再審査請求ができないことは不合理としている。診療報酬明細書と同様にする観点から、この点について具体的な対応策を改めて検討され、示されたい。	c,f	調剤報酬明細書のみを点検して把握できるミスであれば、再審査請求を待たずに、2000点未満であっても点検・査定を行っている。	5102	5102110	(社)日本経済団体連合会	11	調剤報酬明細書の再審査請求の基準撤廃		調剤報酬明細書については、合計点数が2000点未満である場合、社会保険診療報酬支払基金等に対して再審査請求ができない。診療報酬明細書と同様に、基準を撤廃すべきである。	厚生労働省	
z0900680	受給権者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し	厚生年金基金設立認可基準、確定給付企業年金法施行規則など	受給者等の給付減額を行う場合には、当該受給者等が希望したときには、最低積立基準額相当を一時金として受け取ることができる等、減額前の最低積立基準額が確保されるような措置が必要。	c		本来約束していた給付を引き下げることは、受給者等に重大な不利益を及ぼすことから、母体企業の経営状況の悪化など、やむを得ない場合にのみ限定的に認められているものである。また、企業年金は、選択一時金を選択せず年金を選択した受給者に対しては、年金を支給する約束を行っているものである。したがって、給付減額の際に受給者が受け取ることができる額を、一般に年金の現価よりも小さい選択一時金とするのは、措置困難。		要望者は、厚生年金基金解散時における取り扱いとのバランスを踏まえ、使用者側が一方的に決めた額でなく、労使が合意した額を希望者に対してのみ一時金清算することを認めるべきとしているところであり、この点についての具体的な対応策を検討し、示されたい。	c	・現役で構成される労組は、受給(権)者の利益を代表する性格のものではなく、受給者給付減額時の一時金の水準を現役の労組が決めることは困難。 ・要望内容は、希望しない者には一時金を支給せず給付減額をすることを前提としているものと考えられ、再検討要請はこの点誤解に基づく要請となっている可能性あり。	5102	5102140	(社)日本経済団体連合会	14	受給権者の給付減額手続きにおける最低積立基準額相当の支給の見直し		給付減額時に受給(権)者が希望した場合の一時金清算については、制度上の選択一時金額とすることを認めるべきである。	厚生労働省	

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900690	厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務承継の容認	厚生年金保険法、確定給付企業年金法など	厚生年金基金から新DBに事業所が異動した際に権利義務が移転できる仕組みにはなっていない。	b		厚生年金基金から新DBへの権利義務の移転承継など、ポータビリティに関わる問題については、次期年金改正における課題のひとつとして検討中。		平成16年度までの実施の可否について改めて検討いただきたい。	b		実施の可否も含めて現在検討中。なお、公的年金制度改正は平成16年に行われることになっており、ポータビリティに関わる問題についても、公的年金の給付等のあり方の見直しと並行して検討を行っているため、時期を前倒しすることはできない。	5102	5102150	(社)日本経済団体連合会	15	厚生年金基金から確定給付企業年金への権利義務承継の容認		厚生年金基金の加算部分については、新年金への権利義務承継を可能とすべきである。なお、代行部分を中心とする基本年金は元会社の厚生年金基金で裁定すべきである。	厚生労働省
z0900700	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認	厚生年金保険法、確定給付企業年金法など	厚生年金基金の代行返上の際の基本部分の上乗せ部分については、確定給付企業年金に移行後（あるいは移行と同時に）確定給付企業年金の基準に則って給付設計の変更をして一時金の選択肢を設けるといったことは可能。ただし、年金の支給資格を有する者が一時金で支給するかどうかは基本的には本人の選択。また、当該給付設計の変更が給付減額に該当する場合は、給付減額の手続きが必要。	c		厚生年金基金の代行返上は、代行部分を国に返上する仕組みで、上乗せ部分は新DBにそのまま引き継がれるのが基本。確定給付企業年金に移行後（あるいは移行と同時に）給付設計の変更を行うことは差し支えないが、確定給付企業年金の基準に則る必要がある。こうしたことを踏まえて、既に、通知等で、代行返上時の給付設計変更等について、具体的な対応の仕方や留意点等が示されている。		要望者は、厚生年金基金の代行部分返上に伴って、受給権者が上乗せ部分について一時金給付を選択しない場合に新企業年金にとって事務負担が極めて重いこと、また一括一時金給付を行ったとしても受給権者にとって必ずしも損にならないことを理由に、一定の制限の下、一括一時金給付を行うことを求めるものである。要望者の要望理由に対する検討を行った上で、回答いただきたい。	c		5102	5102160	(社)日本経済団体連合会	16	厚生年金基金の代行返上に伴う基本部分の上乗せ部分の一時金清算の容認		基本部分の上乗せ部分（いわゆる薄皮）等については、年金支給額と経済的に等価な一時金（財政上の予定利率による過去の給付現価）を支給する仕組みを設けるならば、給付減額の手続きを求めるとなく、一括一時金による清算を認めるべきである。	厚生労働省	
z0900710	社会保険労務関係の各種手続の一元化・電子化の早急な推進	労働者災害補償保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、雇用保険法、健康保険法施行規則等	労働基準監督署等に対する書面による申請により労災保険関係及び労働保険適用徴収関係の手続きが行われている。雇用保険適用関係の手続きについては、適用事業の事業主は、被保険者に関する届出や事業所ごとの所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出しなければならない。健康保険・厚生年金保険の適用事業所の事業主は、被保険者の資格の取得、喪失、被保険者の報酬月額に関する事項及び被保険者の氏名等の変更等につき、保険者に届出を行う。	a		社会保険労務関係手続については、「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、平成15年度から電子化する予定である。		平成15年度から実施予定とのことであるが、遅やかな実施に向けた検討を行い、具体的な実施予定時期を回答いただきたい。	a		「厚生労働省の行政手続等の電子化推進アクション・プラン」に基づき、労働保険適用徴収関係手続及び健康保険・厚生年金保険の申請・届出等手続については、平成15年10月から、事業主が行う労災保険関係手続及び雇用保険適用関係手続については、平成16年3月から、電子化する予定である。	5102	5102180	(社)日本経済団体連合会	18	社会保険労務関係の各種手続の一元化・電子化の早急な推進		社会保険労務関係の手続を、本社でオンラインによって一括処理できるように、早急に所要の措置を講ずるべきである	厚生労働省
z0900720	同一健保組合内の適用事業所間の異動に係る資格得喪手続の廃止	健康保険法第34条、第48条	・適用事業所間を異動した場合は、被保険者資格の得喪手続が必要。	d		・健康保険制度は、事業所ごとに被保険者を管理しており、同一健保組合で複数事業所の被保険者を集中的に管理できる場合には、一括適用の申請をすることにより事業所間の異動に係る資格得喪手続を省略することができる。被保険者管理が集中的にできない場合にも一律に資格得喪手続を廃止した場合は、適正な適用・徴収ができず、不適当。		回答では、被保険者管理が集中的に管理できない場合において一律に資格得喪手続を廃止した場合、適正な適用、徴収ができないため、要望は不適当なことであるが、要望は、事業所（あるいは事業主）毎の管理ではなく、健康保険組合単位での被保険者管理を前提として資格得喪手続の不要を求めるものであり、要望に沿って改めて検討いただきたい。	d		5102	5102190	(社)日本経済団体連合会	19	同一健保組合内の適用事業所間の異動に係る資格得喪手続の廃止		事業所番号等を廃止し、同一健保組合内における適用事業所間の従業員間の異動については、資格得喪手続を不要とすべきである。	厚生労働省	
z0900730	児童手当受給（資格）者に対する年金加入証明書の提出回数削減	児童手当法第26条	児童手当については、被用者とならざる被用者で財源構成、所得制限が異なっているため、認定請求時、現況届提出時（毎年6月）において、被用者に対して、「被用者であることを明らかにすることができる書類」の提出を義務づけており、具体的には、通知において、「勤務先の一般事業主による被用者年金への加入証明書」としている。	b		児童手当受給者が毎年市町村長に提出する現況届における被用者確認の方法について、現行の事業主による年金加入証明書以外のものによる確認を可能とする方法について平成15年度中に検討し、結論を得る[規制改革推進3カ年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）]にあるとおり]		・回答では「事業主による年金加入証明書以外のものによる確認を可能とする方法」について結論を得るとされているが、実施される内容についてより具体的に示されたい。また実施時期について「平成15年度中に検討し、結論を得る」とされているが、実施時期の前倒しができないかも含め、より具体的に示されたい。	b		被用者であることの具体的な確認方法について、現在検討している段階である。また、実施可能であるとの結論が出た場合でも、実施方法により、実施のための準備期間が必要な場合があるため、実施時期についても、具体的には示せない。（児童手当受給者の現況届は、毎年6月に提出。）	5102	5102200	(社)日本経済団体連合会	20	児童手当受給（資格）者に対する年金加入証明書の提出回数の削減		児童手当受給（資格）者に対して、事業主が発行する「年金加入証明書」は、初回の申請時のみとすべきである。	厚生労働省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答（様式1）

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各府庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管府庁等
z0900740	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し	国民年金保険法第12条	国民年金の第3号被保険者に係る届出は、平成13年度までは、被保険者自身が市町村へ届出ることとなっていたが、平成14年度からは、第3号被保険者の配偶者(第2号被保険者)が使用される事業主を経由して届出ることとなっている。	C		第3号被保険者に係る届出については、平成13年度までは、第3号被保険者自身が市町村へ届出ることとされていたが、多くの届出漏れが発生していたところである。 第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者であり、また、第3号被保険者の届出に係る事由の殆どが、第2号被保険者の届出や健康保険に係る届出の事由と共通していることから、法改正により、平成14年度から、第3号被保険者に係る届出は、全て事業主を経由して届出ることとした。 なお、第3号被保険者の住所変更については、その配偶者である第2号被保険者の住所変更届と併せて届出をするケースが殆どであり、また、氏名変更届については、健康保険の被扶養者(異動)届と届出の契機が同じであることから事業主等を経由することとしたものであり、これらを市町村へ届出することについては、第3号被保険者の届出先が複数となり、再び届出漏れが発生するおそれがあり措置困難と考える。		住民基本台帳によって対応が可能であれば、企業に過剰な負担を強いることも届出漏れが発生することもないものと考えられ、住民基本台帳による対応の可否を検討されたい。	C	第3号被保険者は、第2号被保険者の被扶養配偶者であり、また、第3号被保険者の届出に係る事由の殆どが、第2号被保険者の届出や健康保険に係る届出の事由と共通していることから、法改正により、平成14年度から、第3号被保険者に係る届出は、全て事業主を経由して届出ることとした。 また、第3号被保険者の住所変更については、その配偶者である第2号被保険者の住所変更届と併せて届出をするケースが殆どであり、また、氏名変更届については、健康保険の被扶養者(異動)届と届出の契機が同じであることから事業主等を経由することとしたものであり、これらを市町村へ届出することについては、第3号被保険者の届出先が複数となり、再び届出漏れが発生するおそれがあり措置困難と考える。 なお、住民基本台帳の情報を活用することについては、住民基本台帳上の住所変更及び氏名変更の届出をした者について、当該者が第3号被保険者であるかどうかの確認が、住民基本台帳の情報ではできないため、対応は困難である。	5102	5102210	(社)日本経済団体連合会	21	国民年金第3号被保険者の届出方法の一部見直し		第3号被保険者の住所変更届および氏名変更届については、国民年金法第12条第3項に基づく住民基本台帳の届出があった際に当該届出があったものとみなすべきである。	厚生労働省	
z0900750	磁気共鳴画像診断装置(MRI装置)の承認申請において臨床試験を必要とする静磁場強度の緩和	「核磁気共鳴CT装置の承認申請に係る臨床試験の取扱について」平成3年3月28日事務連絡・実務連絡(01-1)厚生省業務局医療機器開発課	静磁場強度が1.5Tまでの核磁気共鳴CT装置の承認申請に係る臨床試験は不要としている。	c		静磁場強度1.5Tを超え3Tまでのものについては国内での既承認事例が極めて少なく、人での安全性及び必要な画像が撮影できることを確認するために、現時点では、臨床試験を行った上で承認の可否を判断する必要があると考えている。		要望主体の指摘を踏まえ、海外事例などの具体的な判断理由を明示して、日本における制度が国際標準に準拠したものか否かを含め再回答されたい。	c	どのような場合に臨床試験の実施が必要かについては、国際的に統一された指針はないが、日米では概ね自国内における当該医療用具の新規性の程度により、臨床試験の実施の有無が定められている。 静磁場の強度が高くなることにより、MRI画像の解像度が上がる一方、高磁場による生体影響の危険性も上がるので、画像の解像度がどの程度改善されるのか、生体影響はないのかなどについて、動物実験では確認できないことから、臨床試験を現時点では行わざるを得ないと考えている。	5102	5102260	(社)日本経済団体連合会	26	磁気共鳴画像診断装置(MRI装置)の承認申請において臨床試験を必要とする静磁場強度の緩和	MRI装置の製造承認について、静磁場強度3Tまでは臨床試験を不要とすべきである。	厚生労働省		
z0900760	国の競争的資金制度の手続き等の迅速化・簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 厚生労働科学研究費補助金取扱規程(告示)等	・厚生労働科学研究費補助金等の迅速な執行については、最大限努めているところ。 ・厚生労働科学研究費補助金等については、補助金の適正な執行をはかるため、取扱規程等により諸手続や申請可能な研究経費の範囲等について定めており、これまでも適正な執行が確保できる範囲で、必要に応じて見直してきたところである。	d		・厚生労働科学研究費補助金等の迅速な執行については、引き続き努めて参りたい。 ・手続きの簡素化や使途の制限の緩和については、適正な執行が確保される範囲において、今後も必要に応じて検討し、毎年度の公募の際に告示等に適宜反映させていく。		回答では、迅速な執行に努める、手続きの簡素化や使途制限の緩和について、必要に応じ検討するとされているが、実施される内容について交付決定の時期の明示等より具体的に示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	d	厚生労働科学研究費補助金等の迅速な執行については、各研究事業にとって研究の特性や申請状況等が異なることから、交付決定時期等を具体的に明示するのは困難であるが、引き続き、早期執行に努めてまいりたい。 また、手続きの簡素化や使途の制限の緩和については、既に研究者の所属機関の長に事務委任を行った場合に、様式の簡素化を行っており、平成16年度以降についても、適正な執行が確保される範囲において、こうした検討を必要に応じ行い、公募の際に適宜反映させていくこととしている。	5014	5014100	(社)関西経済連合会	10	国の競争的資金制度の迅速化・簡素化	国の競争的資金制度において、概算払いの迅速な実施、手続き等の簡素化、使途に関する規制を緩和する。	内閣府 総務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 環境省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

(回答欄)

(再検討要請欄)

(再回答欄)

(要望事項欄)

回答欄							再検討要請欄			再回答欄			要望事項欄						
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0900770	官公庁の入札制度、契約制度の改善		政府調達手続きの電子化を推進するため、現在、紙により行われている入札・開札事務をインターネット技術を活用した電子入札・開札を行うことにより、国内外企業の入札参加機会の拡大を図ることとしている。当省としては、公共・非公共の両方の調達事務があるため、物品調達機能を併せ持つ「電子入札コアシステム」を導入することとしている。	d	-	当省における物品調達にかかる電子入札の導入については、総務省が作成した物品調達システムの標準仕様に準拠している「電子入札コアシステム」を導入し、システム内容の統一化を図ることとしている。(平成15年10月より本省調達機関で導入)						5008	5008400	オリックス㈱	40	官公庁の入札制度、契約制度の改善		統一基本様式を定め、団体や法人の特殊要因により様式をオプションで付加する方式に改善すべき。また、昨今のIT社会化に対応し、申請業務をITと紙の選択制とすべき。	全省庁
z0910010	営利法人による保険医療機関等の経営の解禁	医療法第7条第5項	営利法人が病院を開設することは認めない	C		本年6月27日に現在特区において株式会社が自由診療で高度な医療の提供を目的とする病院又は診療所を開設することを認めることとしたところである。今後は、「基本方針2003」で示された方針に従い、特区における株式会社による医療機関経営の状況をみながら全国における取扱いなどについて更に検討を進めることとなっており、現時点においては全国規模で検討することは困難である。		本年6月27日に特区において実施されることとなった事項は承知しているが、要望主体も指摘している通り、株式会社等の営利法人による医療機関経営を禁止することに合理性は乏しく、参入規制の解禁に向けた検討を現状から進めるべきと考えられるゆえ再度、検討された。	C	6月27日に閣議決定された「基本方針2003」に従い、特区における株式会社による医療機関経営の状況等をみながら、全国における取扱いなどについて更に検討を進めることが適当であり、現時点において全国規模での参入を前提とした検討をすることは適当ではない。	5011	5011013	医療法人	1	優良な診療所において「特区病院」という名称の使用を許可する。特定の医療機関における株式会社等の参入の容認	910	(・従来の診療所の診療報酬(低コスト)で一定の基準を満たす優良且つ高品質な医療を提供できる医療機関のみ、「特区病院」という名称の使用を許可する。)(・「特区病院」においては混合診療を解禁する。)(・株式会社などを含む新規医療関連事業者は「特区病院」においてのみ参入を認める。	厚生労働省	
z0910020	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理業務の容認	労働基準法第6条、社会保険労務士法第2条、構造改革特別区域法第20条	地方公共団体が、その設定する特区が当該区域内において求人相手が当該区域内の求職者が当該区域内において安定した職業に就くことが困難な状況にある等の特例に該当するものと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該区域内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件(開業後一定年数を経過していること、懲戒処分を受けていないこと)に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法第6条の規定にかかわらず、社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除について当該求職者又は労働者の代理をすることを業とすることができることとなっている。	C		労働基準法第6条は、法律に基づいて許される場合の外、業として中間搾取を行うことを禁止し、労働者保護を図っているところである。使用者に比べて立場が弱い労働者ほど手厚く保護されるべきところ、こうした労働者ほど中間搾取は発生しやすく、また、発生した場合にはその弊害が大きいものであることにかんがみると、法律に基づいてその特例を認めて労働基準法の禁止を解除することは慎重であるべきであること等から、一定の要件を満たす場合に限り、特区において特例措置として実施することとしたものである。したがって、特例措置の全国展開については、特区内外の具体的な実績・派生した弊害の検証結果や関係者の要望等を考慮して慎重に検討する必要があり、直ちに全国展開はできないと考える。		回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、要望内容は、社会保険労務士の事務所、求職者または労働者の住所、就職先の事務所が特区区域内になければならない、というエリア問題を解消すべきであるという主張であることから速やかな全国展開を求めている。上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	C	社会保険労務士の事務所、求職者又は労働者の居住地及び事業主の事務所の所在地を特区内外とする、特区区域内の雇用のミスマッチを解消することを目的とする当該特例措置の趣旨にかんがみ最も効果的なものであり、当該要件は適切なものであると考えている。また、特区において講じられた規制の特例措置は、一定の期間後評価を行った上で、全国レベルで規制改革を行うべきものは全国レベルの規制改革に拡大することとされている。使用者に比べて立場が弱い労働者ほど手厚く保護されるべきところ、こうした労働者ほど中間搾取は発生しやすく、また、発生した場合にはその弊害が大きいものであることにかんがみると、法律に基づいてその特例を認めて労働基準法第6条の中間搾取の禁止を解除することは慎重であるべきであり、当該特例措置の全国実施については、まずは特区において実施され、実施状況の検証が行われることが不可欠である。	6009	6009010	東京都足立区	1	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等にかかる代理業務	901	社会保険労務士の業務として、労働契約の締結、変更及び解除について労働者の代理業務を容認されたい。	厚生労働省	
z0910020	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理業務の容認	労働基準法第6条、社会保険労務士法第2条、構造改革特別区域法第20条	地方公共団体が、その設定する特区が当該区域内において求人相手が当該区域内の求職者が当該区域内において安定した職業に就くことが困難な状況にある等の特例に該当するものと認め、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該区域内に事務所を有する社会保険労務士であって厚生労働省令で定める要件(開業後一定年数を経過していること、懲戒処分を受けていないこと)に該当することについて当該地方公共団体を管轄する都道府県労働局長の認定を受けたものは、当該認定の日以後は、労働基準法第6条の規定にかかわらず、社会保険労務士法第2条第1項各号に掲げる事務のほか、当該区域内に居住する求職者又は労働者の求めに応じて、当該区域内に事業所を有する事業主との間の労働契約の締結、変更及び解除について当該求職者又は労働者の代理をすることを業とすることができることとなっている。	C		労働基準法第6条は、法律に基づいて許される場合の外、業として中間搾取を行うことを禁止し、労働者保護を図っているところである。使用者に比べて立場が弱い労働者ほど手厚く保護されるべきところ、こうした労働者ほど中間搾取は発生しやすく、また、発生した場合にはその弊害が大きいものであることにかんがみると、法律に基づいてその特例を認めて労働基準法の禁止を解除することは慎重であるべきであること等から、一定の要件を満たす場合に限り、特区において特例措置として実施することとしたものである。したがって、特例措置の全国展開については、特区内外の具体的な実績・派生した弊害の検証結果や関係者の要望等を考慮して慎重に検討する必要があり、直ちに全国展開はできないと考える。		回答では特区での実態評価を踏まえ全国展開を検討とされているが、要望内容は、社会保険労務士の事務所、求職者または労働者の住所、就職先の事務所が特区区域内になければならない、というエリア問題を解消すべきであるという主張であることから速やかな全国展開を求めている。上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	C	社会保険労務士の事務所、求職者又は労働者の居住地及び事業主の事務所の所在地を特区内外とする、特区区域内の雇用のミスマッチを解消することを目的とする当該特例措置の趣旨にかんがみ最も効果的なものであり、当該要件は適切なものであると考えている。また、特区において講じられた規制の特例措置は、一定の期間後評価を行った上で、全国レベルで規制改革を行うべきものは全国レベルの規制改革に拡大することとされている。使用者に比べて立場が弱い労働者ほど手厚く保護されるべきところ、こうした労働者ほど中間搾取は発生しやすく、また、発生した場合にはその弊害が大きいものであることにかんがみると、法律に基づいてその特例を認めて労働基準法第6条の中間搾取の禁止を解除することは慎重であるべきであり、当該特例措置の全国実施については、まずは特区において実施され、実施状況の検証が行われることが不可欠である。	6009	6009020	東京都足立区	2	社会保険労務士を活用した労働契約の締結等にかかる代理業務	901	社会保険労務士の業務として、労働契約の締結、変更及び解除について労働者の代理業務をおこなう際に、労働基準法第6条の規定を除外し報酬を得ることを容認されたい。	厚生労働省	

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答(様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0910030	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外	<p>養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十九号)</p> <p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)</p> <p>介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)</p> <p>特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)</p> <p>身体障害者更生支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十一号)</p> <p>知的障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号)</p> <p>精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号)</p> <p>救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する最低基準(昭和四十一年厚生省令第十八号)</p> <p>婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準(平成十四年厚生労働省令第四十九号)</p> <p>老人介護ホームの設置運営について(昭和四〇年社老第八七号厚生省社会局長通知)</p> <p>軽費老人ホームの設備及び運営について(昭和四十七年社老第十七号厚生省社会局長通知)</p> <p>介護実習・普及センター運営事業の実施について(平成四年老企第百三十七号大臣官房老人保健福祉部長通知)</p> <p>在宅介護支援センター運営事業の実施について(平成十二年老発第六百五十四号厚生省老人保健福祉局長通知)</p> <p>高齢者生活福祉センター運営事業の実施について(平成十二年老発第六百五十五号厚生省老人保健福祉局長通知)</p> <p>有料老人ホームの設置運営標準指導指針について(平成十四年老発〇七一八〇〇三号厚生労働省老健局長通知)</p>	<p>社会福祉施設等については、高齢者等の弱者を対象としており、安全性を確保する観点から、社会福祉施設等厚生労働省関連施設整備設置基準において、耐火及び準耐火の要件を課している。</p>	C	<p>今回の要望に関しては、現在、秋田県において、特区計画の認定の申請に向けての準備を進めている状況であり、今後の展開については、特区における特例措置の運用の状況や効果、影響等を評価した上で、その結果に基づき、検討を行っていく必要がある。</p> <p>なお、各地方公共団体等においては、特区の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けることにより、社会福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件につき適用除外となる。</p>	<p>回答においては、構造改革特別区域における運用状況や効果・影響等を評価のうえ、今後の展開を検討する必要があるとされているが、要望内容は平成15年度からの支援費制度施行を踏まえた全国一律でのニーズに対応したサービス体制構築について速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。</p> <p>上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。</p>	C	<p>耐火及び準耐火要件は社会福祉施設等の入所者の安全性を確保する観点から課されているものであり、本年10月から実施される特区における特例措置の運用状況や効果・影響等をデータ等も分析、評価した上で、全国一律の基準の策定についての検討も含めて、今後の展開を検討する必要があると考える。したがって、現段階で全国展開に向けた対応策・実施時期をお示しすることは困難である。</p> <p>なお、支援費制度の施行に伴い障害福祉サービスについて、全国的に均衡のとれたサービス供給体制の構築が重要となっているのは事実であるが、耐火及び準耐火要件といった建物の構造要件が、施設整備に対する支障となっているとは考えていない。</p>	6004	6004020	栃木県	2	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外(木造建築の容認)	915	平屋建ての高齢者福祉施設等について、例えば、工法の工夫、難燃処理の採用など現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される措置を、地方公共団体において検討し講ずる場合に、耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を行う。	厚生労働省			
												6013	6013010	京都府	1	高齢者福祉施設等に対する耐火構造及び準耐火構造の要件の適用除外	915	平屋建ての高齢者福祉施設等について、例えば、工法上の工夫、難燃処理の採用など現行規定によって担保される安全性と同等の安全性が確保される措置を、地方公共団体において検討し講ずる場合に、耐火及び準耐火構造の要件の適用除外を行う。	厚生労働省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式 1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0910050	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児の合同保育の容認	新たな通知発出予定	構造改革特区において、少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所の保育室において一定の条件の下で、保育所児と幼稚園児を合同で保育することが容認されている。	c		少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所の保育室において一定の条件の下で、保育所児と幼稚園児を合同で保育することについては、構造改革特区第2次提案を受けて容認したところ。これについては、特区における実施状況、その効果、児童に与える影響等について評価を行った上で、全国展開するか否かについて検討を行う。		回答では、特区における評価を踏まえ、全国展開を行うか否かについて検討とされているが、要望内容は保育所における合同保育の速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	c		少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育所の保育室において一定の条件の下で、保育所児と幼稚園児を合同で保育することについては、構造改革特区第2次提案で認められた特例事項については、10月より認定受付の申請がはじまること。これについては、特区における実施状況、その効果、児童に与える影響等について評価を行った上で、全国展開するか否かについて検討を行う。	6011	6011040	鳥取県	4	保育所の保育室において保育所児と幼稚園児を合同で保育することの容認	914	幼稚園と併設・合築された保育所において、児童と園児の合計で、最過基準が満たされており、かつ、職員が保育士と幼稚園教諭の資格を併せ持ち、かつ、保育内容が保育指針と幼稚園教育要領に沿った場合に合同保育を認める	文部科学省 厚生労働省
z0910060	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任の容認	児童福祉法第32条第2項	構造改革特区において、少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任が容認されている。	c		少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任については、構造改革特区第2次提案を受けて容認したところ。これについては、特区における実施状況、その効果、児童に与える影響等について評価を行った上で、全国展開するか否かについて検討を行う。		回答では、特区における評価を踏まえ、全国展開を行うか否かについて検討とされているが、要望内容は保育の実施に係る事務の教育委員会への委任について速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	c		少子化の進行等の事情のある地域を対象に、保育の実施に係る事務の教育委員会への委任については、構造改革特区第2次提案で認められた特例事項については、10月より認定受付の申請がはじまること。これについては、特区における実施状況、その効果、児童に与える影響等について評価を行った上で、全国展開するか否かについて検討を行う。	6011	6011050	鳥取県	5	保育の実施に係る事務の教育委員会への委任	916	市町村の権限に属する保育の実施に関する事務を、市町村教育委員会に委任することを認める	厚生労働省
z0910070	指定介護事業者等の知的障害者等の利用	「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年3月厚生省令第37号)第93条、第94条、第95条「身体障害者居宅生活支援事業の実施等について」(平成12年7月7日第528号)身体障害者デイサービス事業運営要綱3 利用対象者「在宅知的障害者サービス事業の実施について」(平成3年9月30日第832号)在宅知的障害者サービス事業実施要綱3 対象者	介護保険法による指定通所介護事業所等が知的障害者及び障害児が利用することはできないとされているが、特区においては、知的障害者及び障害児の受入を可能としている。	c		当該特例措置については、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしている。		回答においては、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしているが、要望内容は知的障害者及び障害児の指定通所介護事業者の利用について速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	c	-	6011	6011070	鳥取県	7	指定介護事業者等の知的障害者等の利用	906	各市町村に設置されている高齢者の指定通所介護事業所等の利用を、知的障害者及び障害児について認める。	厚生労働省	
z0910080	障害児施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	児童福祉法最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条、第56条、第61条、第69条、第73条	障害児施設における調理は、施設の職員により行われるものとされているが、特区においては調理業務の外部委託をすることを可能としている。	c		当該特例措置については、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしている。		回答においては、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしているが、要望内容は、平成15年度からの支援費制度施行を踏まえた全国一律でのニーズに対応したサービス体制構築について速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	c	-	市町村において、障害児施設における調理業務の外部委託を行う必要があると判断した場合は、構造改革特別区域計画を作成し、認定を受ければ、当該特例措置を実施できること。当該特例措置は、従来、障害児施設で施設職員によって行われてきた調理について外部委託することを可能としたものであり、その効果、影響等については評価を行う必要があると考える。実施状況について評価することなしに全国展開することは適切でない。また、構造改革特別区域における実施状況について評価が行われた後に、その後の在り方を検討することとしている。	6013	6013020	京都府	2	障害児施設における調理業務担当者の外部からの派遣の容認	917	知的障害児施設等において、障害児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障害児の摂食制限に応じた食材の選定や、食事の加工が必要な児童への対応等、きめ細かな配慮が行われる場合には、調理を担当する者を外部から派遣することを可能とする。	厚生労働省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する回答への再検討要請・再回答 (様式1)

(回答欄)							(再検討要請欄)		(再回答欄)		(要望事項欄)								
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各府県回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0910090	児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例の容認	民間事業者による日帰り介護(デイサービス)事業指針及び短期入所生活介護(ショートステイ)事業指針について(平成9年12月17日 障第183号・老振第139号)	児童短期入所は、肢体不自由児施設、知的障害児施設等に短期間の入所をさせ、必要な保護を行うこととされているが、特区においては、人員及び設備基準を緩和した単独型児童短期入所事業を行うことを可能としている。	c	-	当該特例措置については、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしている。		回答においては、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしているが、 要望内容は、平成15年度からの支援費制度施行を踏まえた全国一律でのニーズに対応したサービス体制構築について速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。 上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	c	-	市町村において、人員及び設備要件を緩和した単独型児童短期入所事業所設置事業を行う必要があると判断した場合は、構造改革特別区域計画を作成し、認定を受ければ、当該特例措置を実施できること。 当該特例措置は、従来、児童福祉施設等で行われてきた児童短期入所について、施設以外での実施を可能としたものであり、その効果、影響等については評価を行う必要があると考える。実施状況について評価することなしに全国展開することは適切でない。また、構造改革特別区域における実施状況について評価が行われた後に、その後の在り方を検討することとしている。	6013	6013030	京都府	3	児童短期入所事業の実施主体の拡大及び施設・設備要件の特例	918	児童短期入所事業について、施設長や直接処遇職員(介護職員等)等の必要な職員を配置し、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、調理室、洗濯室又は洗濯場その他サービスを提供する上で必要な施設設備を設ける場合には、NPO法人の運営により、地域の家屋においても実施を可能とする。	厚生労働省
z0910100	知的障害者通所厚生施設の身体障害者の利用の可能化	知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第21条の6	知的障害者通所更生施設は知的障害者を利用対象としているが、特区においては身体障害者についても利用対象とすることを可能としている。	c	-	当該特例措置については、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしている。		回答においては、構造改革特別区域における実施状況を勘案しつつ、その後の在り方を検討することとしているが、 要望内容は、平成15年度からの支援費制度施行を踏まえた全国一律でのニーズに対応したサービス体制構築について速やかな全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。 上記を踏まえ、可能な限り速やかに全国展開する観点から、実施に向けた対応策・実施時期について具体的に検討され示されたい。	c	-	市町村において、知的障害者通所更生施設で身体障害者を受け入れる必要があると判断した場合は、構造改革特別区域計画を作成し、認定を受ければ、当該特例措置を実施できること。 当該特例措置は、従来、知的障害者を利用対象としてきた知的障害者通所更生施設について身体障害者の受入を可能としたものであり、その効果、影響等については評価を行う必要があると考える。実施状況について評価することなしに全国展開することは適切でない。また、構造改革特別区域における実施状況について評価が行われた後に、その後の在り方を検討することとしている。	6013	6013040	京都府	4	知的障害者通所厚生施設の身体障害者の利用の可能化	919	知的障害者更生施設は、知的障害者を利用対象としているが、近隣の身体障害者更生施設等から、治療及び訓練に必要な機械器具等を用いること、職業訓練、作業療法等身体障害者の更生に必要な治療又は指導を行うこと、その更生に必要な訓練を行うこと、について支援が受けられる場合には、身体障害者についても利用対象とすることを可能とする。	厚生労働省